



定期第 3 2 9 号 令和 3 年 5 月 2 8 日 発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
3 6 8	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
3 6 9	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった件	同
3 7 0	特定調達契約について一般競争入札に付する件	管財課
3 7 1	保安林予定森林に関する通知を受けた件	農林水産基盤整備局 森林整備課
3 7 2	同	同
3 7 3	同	同
3 7 4	同	同
3 7 5	公共測量を実施する旨の通知があった件	用地対策課
3 7 6	公共測量を終了した旨の通知があった件	同
3 7 7	都市計画法の規定による工事が完了した件	都市計画課
3 7 8	特定調達契約について一般競争入札に付する件	教育委員会
3 7 9	同	同
3 8 0	同	同

**【選挙管理委員会告示】**

番 号	表 題	担当課名
2 9	政治資金規正法の規定に基づき届出のあった政治団体の名称等を公表する件	
3 0	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があった件	
3 1	徳島県公職選挙運動等管理規程の一部を改正する告示	
3 2	徳島県公職選挙事務処理規程の一部を改正する告示	
3 3	政党助成法の規定による報告書等の閲覧の請求及びその方法に関する規定の一部を改正する告示	

**【監査委員公表】**

番 号	表 題	担当課名
9	包括外部監査結果報告に対する措置状況	

**【公安委員会規則】**

番 号	表 題	担当課名
8	徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則	

**【警察本部告示】**

番 号	表 題	担当課名
1	徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の施行に関する規程	

徳島県告示第三百六十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和三年五月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 日亜化学工業株式会社

住 所 阿南市上中町岡四九一番地一〇〇

代表者 代表取締役 小川裕義

2 工場又は事業場

名 称 日亜化学工業株式会社 本社

所在地 阿南市上中町岡四九一番地

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十七号イに規定するろ過施設、同号ロに規定する遠心分離機及び同号ルに規定する湿式集じん施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間 令和三年五月二十八日から

令和三年六月十八日まで

2 場所 徳島県危機管理環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第三百六十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和三年五月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 日亜化学工業株式会社

住 所 阿南市上中町岡四九一番地一〇〇

代表者 代表取締役 小川裕義

2 工場又は事業場

名 称 日亜化学工業株式会社 本社

所在地 阿南市上中町岡四九一番地

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十三号ホに規定する廃ガス洗浄施設

4 変更の概要

特定施設の構造及び使用の方法並びに排水口の新設

5 変更しようとする事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間 令和三年五月二十八日から

令和三年六月十八日まで

2 場所 徳島県危機管理環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第三百七十号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和三年五月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 入札に付する事項

- 1 借入物品等の件名及び数量  
高速液体クロマトグラフ質量分析計 一式
- 2 借入物品等の特質等  
入札説明書による。
- 3 借入期間  
令和三年十一月一日から令和八年十月三十一日まで
- 4 納入場所  
入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

三 入札参加資格審査の申請手続に関する事項

- 1 二の2の資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、徳島県知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に必要な書類を添付して、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。なお、同期限までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2 申請書の受領期限及び提出場所

（一） 受領期限

令和三年七月八日（木曜日）午前十一時

（二） 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話 八八 六二一 二 六六）

四 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書（仕様内容を除く。）及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話 八八 六二一 二一六三）

五 仕様内容についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局安全衛生課水道・生活衛生担当（電話 八

八 六二一 二二六四）

六 入札に参加する者に求められる事項等

1 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を、県の指定する様式により、2の(一)に掲げる受領期限までに2の(二)に掲げる提出場所へ提出しなければならない。なお、提出した応札仕様書等に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

2 応札仕様書等の受領期限、提出場所及び提出方法

(一) 受領期限

令和三年七月八日（木曜日）午前十一時

(二) 提出場所

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

(三) 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

七 入札手続等

1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(一) 日時

令和三年七月十九日（月曜日）午前十時三十分

(二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課入札室

(三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、2の(一)に掲げる受領期限までに必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

(一) 受領期限

令和三年七月十六日（金曜日）午後五時

(二) 宛先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

## 徳島県経営戦略部管財課調度担当

### 3 入札方法

入札金額は、一箇月当たりの借入代金を記載すること。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

### 4 入札保証金及び契約保証金

免除

### 5 入札の無効

- (一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「何々入札書在中」と朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札
- (三) 記名のない入札
- (四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもつて価格を表示しない入札
- (五) 同一事項に対してした二通以上の入札
- (六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
- (七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかつた入札
- (八) その他入札に関する条件に違反した入札

### 6 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、六によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

### 7 契約書の作成の要否

### 8 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局安全衛生課  
徳島市万代町一丁目一番地

### 9 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 10 その他

詳細は、入札説明書による。

## 八 Summary

### 1 Nature and Quantity of the Products and Services to be Leased

High performance liquid chromatography mass spectrometer 1 set

### 2 Term of Lease

From November 1, 2021 to October 31, 2026

3 Time Limit of Tender  
10:30 a.m on July 19, 2021

4 Enquiry Section, regarding Notice of Tender  
Property Management Section, Management Strategy Department,  
Tokushima Prefectural Government Office.  
1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570  
Phone: 088-621-2063

徳島県告示第三百七十一号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和三年五月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

名西郡神山町上分字中峯八一、二二七の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字中峯八一・二二七の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第三百七十二号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和三年五月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

名西郡神山町上分字立岩八九の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字立岩八九の一（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第三百七十三号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和三年五月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

名西郡神山町上分字府殿三六五、四三五、五七六の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字府殿三六五・四三五・五七六の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る

）。

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第三百七十四号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和三年五月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

三好市東祖谷檜尾六五三の一、六九七の一七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
東祖谷檜尾六五三の一（次の図に示す部分に限る。）、六九七の一七
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第三百七十五号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年五月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（用地測量）	三好市西祖谷山村	令和三年四月一日から 令和三年五月三十一日まで

徳島県告示第三百七十六号

徳島県知事から、令和二年徳島県告示第七百二十七号（公共測量を実施する旨の通知があつた件）で公示した公共測量を令和三年三月二十六日終了した旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年五月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県告示第三百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次のとおり工事が完了したことを公告する。

令和三年五月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者	
	住 所	氏 名
吉野川市鴨島町喜来字松本三二一番四の一部	吉野川市鴨島町上下島四九三番地九	株式会社南北
板野郡松茂町中喜来字宮前参番越五番三、六番一及び七番一並びに五番七、六番四、七番三及び七番四の各一部	小松島市金磯町八番一八号	株式会社ブリーズハウジング
同 藍住町徳命字元村三五番一、三六番一、三七番一及び三七番四並びに字元村東一一九番一	福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階	株式会社コスモス薬品

徳島県告示第三百七十八号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和三年五月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 入札に付する事項

- 1 購入物品等の件名及び数量  
5 軸マシニングセンタ（阿南光高等学校） 一式
- 2 購入物品等の特質等  
仕様書による。
- 3 納入期限  
令和四年三月十八日（金曜日）
- 4 納入場所  
仕様書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
  - 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
  - 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
  - 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- 三 入札参加資格審査の申請手続に関する事項
- 1 二の2の資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、徳島県知事が定める一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に必要書類を添付して、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。なお、同期限までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2 申請書の受領期限及び提出場所

（一） 受領期限

令和三年七月八日（木曜日）午前十一時

（二） 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話 八八 六二一 二一 六六）

四 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書、仕様書及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員事務局会施設整備課施設・助成担当（電話〇八八―六二一―三二〇七

五 入札に参加する者に求められる事項等

1 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、仕様書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を県の指定する様式により、2の(一)に掲げる受領期限までに2の(二)に掲げる提出場所へ提出しなければならない。なお、県から応札仕様書等に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

2 応札仕様書等の受領期限、提出場所及び提出方法

(一) 受領期限

令和三年七月八日（木曜日）午前十一時

(二) 提出場所

郵便番号七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員事務局施設整備課施設・助成担当

(三) 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

六 入札手続等

1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(一) 日時

令和三年七月十九日（月曜日）午前十時

(二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県庁十一階 一 一室（入札室一）

(三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、2の(一)の受領期限までに必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

(一) 受領期限

令和三年七月十六日（金曜日）午後五時

(二) 宛先

郵便番号七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員事務局施設整備課施設・助成担当

3 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する

額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 入札保証金及び契約保証金

免除

6 入札の無効

(一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到着しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「何々入札書在中」と朱書きがなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかつた入札

(八) その他入札に関する条件に違反した入札

7 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

8 契約の締結に関する事項

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して五日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

9 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
徳島県教育委員会事務局施設整備課施設・助成担当

10 その他

詳細は入札説明書による。

七 Summary

1 Subject Matter of the Contract

Purchase of 5-axis CNC Machining Center (Ananhi kari High School) .

2 Period for the submission of Bids

Hand delivered submission: July 19, 2021 by 10:00 AM

Submissions by mail: Must be delivered July 16, 2021

3 For further information, please send all enquiries to the following address:

Facilities Management Division, Tokushima Prefectural Board of Education  
1-1 Bandai-cho Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570, Japan  
E-mail : shisetusreibika@pref.tokushima.jp

徳島県告示第三百七十九号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和三年五月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 入札に付する事項

- 1 購入物品等の件名及び数量  
5 軸マシニングセンタ（徳島科学技術高等学校） 一式
- 2 購入物品等の特質等  
仕様書による。
- 3 納入期限  
令和四年三月十八日（金曜日）
- 4 納入場所  
仕様書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
  - 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
  - 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
  - 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- 三 入札参加資格審査の申請手続に関する事項
- 1 二の2の資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、徳島県知事が定める一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に必要書類を添付して、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。なお、同期限までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2 申請書の受領期限及び提出場所

（一） 受領期限

令和三年七月八日（木曜日）午前十一時

（二） 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話 八八 六二一 二一 六六）

四 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書、仕様書及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会事務局施設整備課施設・助成担当（電話〇八八―六二一―三二〇七

五 入札に参加する者に求められる事項等

1 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、仕様書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を県の指定する様式により、2の(一)に掲げる受領期限までに2の(二)に掲げる提出場所へ提出しなければならない。なお、県から応札仕様書等に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

2 応札仕様書等の受領期限、提出場所及び提出方法

(一) 受領期限

令和三年七月八日（木曜日）午前十一時

(二) 提出場所

郵便番号七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会事務局施設整備課施設・助成担当

(三) 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

六 入札手続等

1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(一) 日時

令和三年七月十九日（月曜日）午前十一時

(二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県庁十一階 一 一室（入札室一）

(三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、2の(一)の受領期限までに必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

(一) 受領期限

令和三年七月十六日（金曜日）午後五時

(二) 宛先

郵便番号七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会事務局施設整備課施設・助成担当

3 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する

額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 入札保証金及び契約保証金

免除

6 入札の無効

(一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到着しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「何々入札書在中」と朱書きがなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかつた入札

(八) その他入札に関する条件に違反した入札

7 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

8 契約の締結に関する事項

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して五日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

9 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県教育委員会事務局施設整備課施設・助成担当

10 その他

詳細は入札説明書による。

七 Summary

1 Subject Matter of the Contract

Purchase of 5-axis CNC Machining Center (Tokushi nakagakugi jutsu Hg  
School).

2 Period for the submission of Bids

Hand delivered submission: July 19, 2021 by 11:00 AM

Submissions by mail: Must be delivered July 16, 2021

3 For further information, please send all enquiries to the following

address:

Facilities Management Division, Tokushima Prefectural Board of Education  
1-1 Bandai-cho Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570, Japan  
E-mail : shisetussei@pref.tokushima.jp

徳島県告示第三百八十号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和三年五月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 入札に付する事項

- 1 購入物品等の件名及び数量  
CNC旋盤（徳島科学技術高等学校） 一式
- 2 購入物品等の特質等  
仕様書による。
- 3 納入期限  
令和四年三月十八日（金曜日）
- 4 納入場所  
仕様書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
  - 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
  - 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
  - 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- 三 入札参加資格審査の申請手続に関する事項
- 1 二の2の資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、徳島県知事が定める一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に必要書類を添付して、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。なお、同期限までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2 申請書の受領期限及び提出場所

（一） 受領期限

令和三年七月八日（木曜日）午前十一時

（二） 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話 八八 六二一 二 六六）

四 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書、仕様書及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会事務局施設整備課施設・助成担当（電話〇八八―六二―三二〇七

五 入札に参加する者に求められる事項等

1 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、仕様書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を県の指定する様式により、2の(一)に掲げる受領期限までに2の(二)に掲げる提出場所へ提出しなければならない。なお、県から応札仕様書等に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

2 応札仕様書等の受領期限、提出場所及び提出方法

(一) 受領期限

令和三年七月八日（木曜日）午前十一時

(二) 提出場所

郵便番号七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会事務局施設整備課施設・助成担当

(三) 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

六 入札手続等

1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(一) 日時

令和三年七月十九日（月曜日）午後一時三十分

(二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県庁十一階 一室（入札室一）

(三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、2の(一)の受領期限までに必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

(一) 受領期限

令和三年七月十六日（金曜日）午後五時

(二) 宛先

郵便番号七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会事務局施設整備課施設・助成担当

3 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する

額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 入札保証金及び契約保証金

免除

6 入札の無効

(一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到着しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「何々入札書在中」と朱書きがなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかつた入札

(八) その他入札に関する条件に違反した入札

7 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

8 契約の締結に関する事項

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して五日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

9 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県教育委員会事務局施設整備課施設・助成担当

10 その他

詳細は入札説明書による。

七 Summary

1 Subject Matter of the Contract

Purchase of ONC Lathe (Tokushi makagakugi jutsu High School) .

2 Period for the submission of Bids

Hand delivered submission: July 19, 2021 by 1:30 PM

Submissions by mail: Must be delivered July 16, 2021

3 For further information, please send all enquiries to the following address:

Facilities Management Division, Tokushima Prefectural Board of Education  
1-1 Bandai-cho Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570, Japan  
E-mail : shisetusreibika@pref.tokushima.jp

徳島県選挙管理委員会告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づく政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和三年五月二十八日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
西川達也後援会	西川達也	西川愛子	阿南市新野町片山二四二・一	令和三年五月十日
谷田憲二後援会	谷田憲二	上家博美	吉野川市山川町川東五五・四	令和三年五月六日



井内章介後援会	柿内久弥後援会
井内章介	福井雅彦
所在地 主たる事務所の	所在地 主たる事務所の
・一五 小松島市田浦町字妙蓮一七	浜崎二五 海部郡牟岐町大字牟岐浦字
・一 小松島市田浦町字大栗二三	一〇六番地一〇 海部郡牟岐町大字中村本村
五 月 六 日	四 月 十 日
令 和 三 年	令 和 三 年

徳島県選挙管理委員会告示第三十一号

徳島県公職選挙運動等管理規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年五月二十八日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

徳島県公職選挙運動等管理規程の一部を改正する告示

徳島県公職選挙運動等管理規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考

- 一 推薦届出者が設置した場合のみ「候補者の氏名」を記載するものとする。
- 二 候補者、推薦届出者代表者又は候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者、推薦届出者代表者又は候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第二号様式中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考

- 一 推薦届出者が設置した場合のみ「候補者の氏名」を記載するものとする。
- 二 候補者、推薦届出者代表者又は候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者、推薦届出者代表者又は候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第三号様式中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第四号様式中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考 推薦届出者全員の氏名を署名又は記名・押印するものとする。

別記第六号の二様式中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考

- 一 種類ごとのビラの見本をそれぞれ二枚添付すること。
- 二 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第八号様式中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考

- 一 理由書を添付すること。

二 申請の理由が破損による場合には、破損した証票を添えること。

三 候補者又はその後援団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又はその後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第二十号様式その一中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考

一 「所属党派（政党又は団体）名」欄は、衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党の届出に係る候補者にあつては、当該候補者届出政党の名称を、それ以外の候補者にあつては所属する政党その他の団体の名称を記載すること。

二 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第二十号様式その二中「印」を削り、同様式備考2の次に次のように加える。

3 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第二十号様式その三中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第二十号様式その四中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 名簿届出政党等の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、名簿届出政党等の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第二十六号様式中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第二十九号様式の二その一中「印」を削り、同様式備考3の次に次のように加える。

4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第二十九号様式の二その二中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

記号欄「十七」印欄の「印」を印し、欄外に「印」を記入すること。

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 3 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

記号欄「十七」印欄の「印」を印し、欄外に「印」を記入すること。

- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 5 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 6 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

記号欄「十七」印欄の「印」を印し、欄外に「印」を記入すること。

- 6 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

記号欄「十七」印欄の「印」を印し、欄外に「印」を記入すること。

- 7 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

記号欄「十七」印欄の「印」を印し、欄外に「印」を記入すること。

- 7 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人

が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第二十九号様式の中「印」を削ぐ、同様式備考4の次に次のように加える。

5 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第二十九号様式の中「印」を削ぐ、同様式備考4の次に次のように加える。

5 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第二十九号様式の中「印」を削ぐ、同様式備考5の次に次のように加える。

4 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第二十九号様式の中「印」を削ぐ、同様式備考5の次に次のように加える。

4 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第二十九号様式の中「印」を削ぐ、同様式備考5の次に次のように加える。

3 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第三十号様式中「印」を削ぐ、同様式備考2の次に次のように加える。

3 候補者、推薦届出者代表者又は候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者、推薦届出者代表者又は候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第三十一号様式中「印」を削ぐ。

別記第三十四号様式中「印」を削ぐ。

別記第三十五号の三様式中「印」を削ぐ、同様式に備考として次のように加える。

備考 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第三十五号の四様式中「印」を削る。

別記第三十八号様式中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第四十号様式の二その一中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考

一 様式中「公職選挙法第二百一条の八第一項第六号」とあるのは、県の議会の議員の再選挙、補欠選挙又は増員選挙の場合にあつては「公職選挙法第二百一条の八第三項において準用する同条第一項第六号」と、知事選挙の場合にあつては「公職選挙法第二百一条の九第一項第六号」と記載するものとする。

二 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第四十号様式の二その二中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第四十一号様式中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

附 則

この告示は、令和三年五月二十八日から施行する。

徳島県選挙管理委員会告示第二十二号

徳島県公職選挙事務処理規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年五月二十八日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

徳島県公職選挙事務処理規程の一部を改正する告示

徳島県公職選挙事務処理規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

別記第二十八号様式中「」を削る。

別記第三十号様式から別記第三十三号様式までの様式中「」を削る。

別記第三十四号様式中「」及び「」その年 必ず印鑑を持参してください。」を削る。

別記第三十五号様式から別記第四十一号様式までの様式中「」を削る。

別記第四十七号様式から別記第四十九号様式までの様式中「」を削る。

別記第五十一号様式から別記第五十四号様式までの様式中「」を削る。

別記第五十六号様式その一及び別記第五十六号様式その二中「」を削る。

附 則

この告示は、令和三年五月二十八日から施行する。

徳島県選挙管理委員会告示第三十二号

政党助成法の規定による報告書等の閲覧の請求及びその方法に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年五月二十八日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

政党助成法の規定による報告書等の閲覧の請求及びその方法に関する規程の一部を改正する告示

政党助成法の規定による報告書等の閲覧の請求及びその方法に関する規程（平成七年徳島県選挙管理委員会告示第十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「四」を削る。

附 則

この告示は、令和三年五月二十八日から施行する。

## 徳島県監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、徳島県知事等から包括外部監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和3年5月28日

徳島県監査委員	近岡	藤崎	光悦	男夫
同	大原	寺	健	司
同	福	山	徹	臣
同			博	史

平成26年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置

監査テーマ：徳島県の病院事業の財務に関する事務の執行全般並びに地方独立行政法人徳島県鳴門病院の財務に関する事務の執行全般

### II 中央病院

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
61-65	6 臨床検査業務の委託	<p>プロポーザルの実施に当たっては、十分な参加申込み期間を設け、業者が応募しやすい環境を整えるべきである。</p> <p>また、一者随意契約をする際に徴収する見積書は、十分な検討が可能となるよう時間的余裕を持って徴収依頼するようにし、見積書記載の金額そのままに契約するのは避けるべきである。そして、実際に見積書徴収後に価格交渉を行ったのであればその経緯の書類は残しておくようにすべきである。（意見）</p>	<p>令和2年度に実施した当該委託業務のプロポーザルによる業者選定においては、業者が応募しやすい環境を整えるため、参加申込期間を前回の7日間から28日間に延ばした。</p> <p>また、業者選定後に価格交渉を行い、その業務報告書を作成している。契約については、徳島県長期継続契約に関する条例に基づき、令和3年4月から5年間の長期継続契約を締結した。</p> <p style="text-align: right;">（中央病院事務局・病院局経営改革課）</p>	措置済み
			<p>&lt;参考：令和2年5月29日公表分&gt;</p> <p>令和2年度において、当該委託業務のプロポーザルによる業者選定を行う予定であり、その際には、長期継続契約とするとともに、十分な参加申込期間を設ける。</p> <p style="text-align: right;">（中央病院事務局・病院局経営改革課）</p>	措置予定
			<p>&lt;参考：平成27年9月30日公表分&gt;</p> <p>プロポーザルの公告期間については、十分な申込期間をとるよう検討する。</p> <p>また、一者随意契約についても、時間的余裕を持って見積徴収する等、改善に向けて検討する。</p> <p style="text-align: right;">（中央病院事務局総務課・病院局経営企画課）</p>	検討中

		臨床検査業務委託契約について、一者随意契約を繰り返す現状は是非とも改めるべきである。仮に複数年契約が必要であるのであれば、条例を改正し、あるいは議会の決議を経た上で、締結すべきであって、運用による条例や手続の潜脱は許されない。(指摘)	令和2年度において、当該委託業務のプロポーザルによる業者選定を実施し、徳島県長期継続契約に関する条例に基づき、令和3年4月から5年間の長期継続契約を締結した。 (中央病院事務局・病院局経営改革課)	措置済み
			<参考：令和2年5月29日公表分> 令和2年度において、当該委託業務のプロポーザルによる業者選定を行う予定であり、その際には、平成28年10月に一部改正された「徳島県長期継続契約に関する条例」に基づき、長期継続契約を締結する。 (中央病院事務局・病院局経営改革課)	措置予定
			<参考：平成27年9月30日公表分> 複数年契約については、長期継続契約に関する条例の改正等、関係部局との協議を進める。 (中央病院事務局総務課・病院局経営企画課)	検討中

平成27年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置  
監査テーマ：過去の包括外部監査結果に対する措置状況の検証

I 平成20年度「指定管理者制度導入施設における管理者の選定、事務執行及び管理運営について」

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
13-14	第2 徳島県立文学書道館			
	2 修繕費	修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲について、もっと明確な規定の導入を検討すべきである。また、指定管理者の募集に当たっての過去の修繕実績の明示に際しては個々の修繕内容についても明示すべきである。 (意見)	修繕費の負担の範囲については、令和2年7月の指定管理者募集時に示した管理運営業務要求水準書において、「指定管理者は原則として1件につき100万円未満の修繕を実施する」と修繕費負担の基準額を設定した。あわせて、参考資料として過去3年間（平成29年度から令和元年度）における修繕実績について、個々の修繕内容を明示した。 (文化・未来創造課)	措置済み
			<参考：令和2年5月29日公表分> 令和2年度において、当該施設の指定管理者を募集する予定であり、その際には、県及び指定管理者における修繕負担の範囲の基準となる金額を設定するとともに、過去の修繕実績については、修繕内容の内訳を含めて明示することとして	措置予定

			いる。  (県民文化課)	
			<p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt; 御意見を受け、県及び指定管理者における修繕負担の範囲の基準となる金額の設定等、より明確な規定の導入に向けて検討する。</p> <p>また、指定管理者の募集に当たっての修繕実績の明示について、募集要項において年間実績の総額を3年分記載した上で、更にそれらの内訳について問い合わせがあった場合、ホームページ上で公表することとしていたが、今後の募集においては、修繕内容の内訳も含めた明示を検討する。 (とくしま文化振興課)</p>	検討中
第3 徳島県鳴門総合運動公園スポーツ施設、徳島県蔵本公園スポーツ施設、徳島県立中央武道館				
17-20	2 施設全体の安全性等	<p>修繕費の負担についての基本協定書の規定が不明確であること、また実際の負担のあり方に基準がなく合理性に欠ける運用がなされてしまっていること、さらには指定管理料の増額を行うべきではない事項についても指定管理料の増額を行っていること等不適切な点が見受けられた。早急に改善すべきである。(指摘)</p>	<p>修繕費の費用負担については、令和3年3月に締結した基本協定書において、指定管理者が負担する修繕費用の範囲(年間の上限額)を設定した。これを超えて修繕する場合には、指定管理者は修繕の必要性について事前に県と協議することとし、実施する必要があると県が認める修繕については県の負担とするよう規定した。</p> <p>また、指定管理料の増額を行うべきではない事項について増額を行っていた点については、指摘を受け、平成28年1月25日に指定管理者との間で変更契約を締結して、指定管理料から減額した。 (スポーツ振興課)</p>	措置済み
			<p>&lt;参考：令和2年5月29日公表分&gt; 令和2年度において、当該施設の指定管理者を募集する予定であり、その際に県と指定管理者の修繕費負担の範囲について、明確な規定の導入を検討する。</p> <p>また、指定管理料の増額を行うべきではない事項について増額を行っていた点については、指摘を受け、平成28年1月25日に指定管理者との間で変更契約を締結して、指定管理料から減額した。 (スポーツ振興課)</p>	措置予定
			<p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt; 修繕費の負担についての基本協定書の規定については、全庁的な方針や関係機関との調整をする中で、引き続き検討する。</p> <p>また、指定管理料の増額を行うべきではない事項についても増額を行っていた点については、指摘を受け、平成28年</p>	検討中

			1月25日に指定管理者との間で変更契約を締結して、指定管理料から減額した。 (県民スポーツ課)	
36-38	第6 徳島県立産業観光交流センター（アスティとくしま）	4 修繕費の内容について 「講じた措置」の記載では、外部監査人の指摘・意見に沿って対応するかのように記載されているが、実際の対応が異なっている。このような対応は県民に誤解を生じさせうるものであり、改めるべきである。 また、修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲について、もっと明確な規定の導入を検討すべきである。 (指摘)	平成27年度の包括外部監査の意見を受けて、令和2年度の募集時に、県と指定管理者の修繕費負担の範囲の規定について、より明確な規定の導入に向けて、具体的な修繕金額の設定について検討していたが、より明確な規定の導入はなじまないと判断した。 当該施設は修繕件数も多く、修繕内容によっては一定の金額が常に必要である。現状においては、設備の修繕等について、指定管理料の中に含まれている年間2千5百万円の修繕費用の範囲内で、指定管理者に負担を強いることなく、迅速かつ適切に行っているところである。 具体的な修繕金額の設定をせず、基本的な判断を現場の指定管理者に任せることで、より柔軟で機動的な現実的対応が可能となり、来館者に不便をかけることなく、安全・快適な利用にも繋がっている。 (にぎわいづくり課)	不措置
			<参考：令和2年5月29日公表分> 令和2年度において、令和3年度からの指定管理者を募集する予定であり、その際に県と指定管理者の修繕費負担の範囲について、明確な規定を導入する。 (にぎわいづくり課)	措置予定
			<参考：平成28年9月30日公表分> 包括外部監査の指摘を受け、県と指定管理者の修繕費負担の範囲の規定について、より明確な規定の導入を検討する。 なお、平成28年3月に「指定管理業務の運営改善について」指定管理者に通知し、平成28年4月から修繕費の執行については、年間計画を年度当初及び毎月徴収することとし、「施設に重大な影響を及ぼす修繕」を行う際は、事前協議を書面により随時実施し、内容を精査した上で、執行するよう改善を図った。 また、1件10万円を超える修繕を執行する場合には、原則入札や相見積もりで業者を決定することとし、一者随意契約を行う場合は業者選定理由を示すことなど改善を図った。 (にぎわいづくり課)	検討中

II 平成21年度「徳島県教育委員会及びその所管の団体の財務に関する事務の執行全般について」

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
75-78	第4 奨学金	<p>奨学金の延滞利息については、条例にしたがった処理をするべきである。条例の文言につき、課内文書で明らかに異なる解釈をすることは許されない。</p> <p>保証人への督促も妥当な運用がなされているか、再検討すべきである。(指摘)</p>	<p>奨学金の延滞利息については、平成27年度及び29年度に全国調査を行った。その際に他の都道府県から提供された取扱いや要綱と、外部有識者で構成する「未収金対策会議」でいただいた意見を元に、令和3年4月に延滞利息に関する取扱要綱を制定し、徳島県奨学金貸与条例等で規定している「正当な理由があると認められる」要件について具体的に示した。</p> <p>また、保証人への督促については、これまで保証人が貸与終了時に送付先として指定されている場合、あるいは奨学生及び連帯保証人が破産した場合に限り連絡を行っていたが、この取扱いを平成30年度から改め、1年以上未納がある長期滞納者のうち1年以上入金及び連絡がなかった債権について、返還状況を年に1回程度通知することとし、分別の利益等について説明をした上で督促及び請求を行うこととした。 (グローバル・文化教育課)</p> <hr/> <p>&lt;参考：令和2年5月29日公表分&gt; 徳島県奨学金貸与条例の規定に則した運用に向け、具体的な取扱いについて、外部有識者等で構成する「未収金対策会議」でいただいた意見を元に、他県の取扱い状況等を調査し、検討してきた。奨学生の様々な債権状況を実際の運用に照らし合わせ、公正公平な取扱いとするための検証に時間を要している。</p> <p>運用見直しについては、関係課と協議の上、未収金対策会議に諮り、令和2年度に方針を定める。その後、方針に基づいて要綱の整理、関係者への周知、奨学金システムの改修等を行い、新たな運用に向けて準備を進めていきたい。</p> <p>また、保証人への督促については、長期滞納者の返還状況を年に1回程度通知するものとし、分別の利益等について説明をした上で必要に応じて督促及び請求を行うものへと平成30年度に取扱いを改めた。初回の通知は令和2年3月に行った。 (グローバル・文化教育課)</p> <hr/> <p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt; 徳島県奨学金貸与条例の規定に則した運用に向け、具体的な取扱いについて、外部有識者等で構成する「未収金対策会議」で検討している。 (学校教育課)</p>	<p>措置済み</p> <hr/> <p>検討中</p> <hr/> <p>検討中</p>

第5 各県立学校の実情				
78-79	1 エアコンの設置	外部監査人による意見に対しては、真剣な検討をしていただきたい。 その意見の内容により必要な場合には全庁的な議論もしっかりしていただきたい。(意見)	エアコンの設置や運営については、令和3年度から県立中学校について公費負担への切替えを行う。 また、令和2年度において、公費により、池田高校三好校及び小松島西高校勝浦校について空調設備の設置を行った。 今後、県立高等学校については、予算措置等について関係機関と引き続き調整を行う。 (施設整備課)	措置予定
			<p>&lt;参考：令和2年5月29日公表分&gt; エアコンの設置や運営については、市町村立学校では公費投入が進んでいることから、まず、県立中学校について公費負担への切替えを検討して参りたい。 今後とも予算措置等について関係機関と引き続き調整していきたい。 (施設整備課)</p>	検討中
			<p>&lt;参考：平成28年9月30日公表分&gt; 学校現場からは、校舎のトイレ改修や老朽化対策などの差し迫った要望が強く、直ちに対応できないのが現状である。 予算措置等について関係機関と引き続き調整していきたい。 (施設整備課)</p>	検討中

平成28年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置  
監査テーマ：人口減少対策に関する事業全般について

I 人口増に直接寄与するもの

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
11-12	1 こうのとり応援事業			
	イ 事業評価の有効性	<p>評価基準として適当なものとして指定医療機関数が増えられる。指定医療機関の数が多いほど、治療を受ける人の利便性が向上されるからである。 また、本事業の本来の目的は不妊治療の経済的負担の軽減を図り、医療保険が適用されず高額の治療費がかかる</p>	<p>本事業の有効性を高めるための方策として、県内の指定医療機関に限らず、利用者の希望する他県の指定医療機関において不妊治療を受けた場合や、指定医療機関から指示書を受けた別の医療機関にて薬剤投与等の治療を実施した場合についても助成の対象となることを、県のホームページ等で改め</p>	措置済み

る配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、受診件数を上げ、延いては妊娠件数を増加させることにある。

その意味でも、評価基準としては指定医療機関数の他に、助成件数に対する妊娠件数割合なども入れてはどうだろうか。確かにデリケートな問題ではあるが、本事業の有効性を考えるにあたり大切な数値と思われる。治療を受けた人に対するアンケート等を実施することにより実態数値を把握することが重要である。(意見)

て周知することにより、指定医療機関の増加と同様の効果が得られるよう、利便性の向上を図った。

また、出産を希望する世帯を広く支援するため、国においては、令和4年度からの不妊治療の保険適用を目指して検討を進めており、保険適用までの間の措置として、令和3年1月1日以降の治療終了分から所得制限の撤廃や助成額の増額など助成制度が大幅に拡充されることとなった。

この制度拡充にあわせ、県は不妊治療の治療成績等を不妊治療指定医療機関から任意で提供を受けることが可能となったことから、これらの実態数値の把握に努め、評価を行っていく。

(健康づくり課)

<参考：令和2年5月29日公表分>

現在、県内に3か所ある指定医療機関については、身近にあるほうが利便性が増すとの認識はあるが、特定不妊治療は高度・先進的な生殖医療であり、県内医療機関の現状では、他に要件を満たしている医療機関がないため、増やすことは難しいが、今後、新たに指定医療機関への申請があった場合は、指導・支援を行う。

助成件数に対する妊娠件数割合については、評価を行う上で非常に有効であり、アンケート等も検討を行ったが、助成対象者のうち、特に妊娠に至らなかった方については、「妊娠しなかった」ことが大きなストレスであり、かつ医療情報であるため、収集が困難である。

以上の状況や検討結果を考慮し、より適切な評価基準の設定が可能かどうか検討する。

(健康づくり課)

検討中

<参考：平成29年9月29日公表分>

現在、県内に3か所ある指定医療機関数については、身近にあるほうが利便性が増すとの認識はあるが、特定不妊治療は高度・先進的な生殖医療であり、県内医療機関の現状では、今後、増える状況にはない。

助成件数に対する妊娠件数割合については、意見の趣旨を踏まえ、データを得る適切な調査方法がないか検討を行う。

以上の状況や検討結果を考慮し、より適切な評価基準の設定が可能かどうか検討する。

(健康増進課)

検討中

12-13

ウ 事業内容の有効性・効率性

本事業の有効性を高めるためには指定医療機関を増や

本事業の有効性を高めるための方策として、県内の指定医

措置済み

すことが必要である。

指定医療機関について治療の質を確保する観点から要件の厳格化は必要だとは思われるが、治療を受ける方の利便性を考慮すると対象となる医療機関を増やすことも重要である。

また効率性を高めるためには、周知活動を充実させることが重要となってくる。現在のところ関係医療機関への説明会を実施しているということであるが、今後は治療希望者等に対しての説明会も実施しその周知徹底に努めていただきたい。

平成28年度からの見直し案は、①対象年齢が「制限なし」から「43歳未満」②通算回数が「10回」から「6回（40歳以降で開始した場合3回）」③年間回数が「2回（初年度3回）」から「制限なし」、④通算期間が「5年」から「制限なし」になっている。

この見直し案で言えることは、年間回数、通算期間はともに制限なしとなり拡張されたが、対象年齢が決められ通算回数も縮小されている。特に、40歳を超えると助成回数は減少し、43歳以上になれば対象から外れることになる。高齢出産が増加している現状に鑑みると、当該事業の中身を広く周知させることが急務となる。

また、妊娠・出産に伴うリスクが相対的に少ない年齢、治療により出産する確率がより高い年齢、長期間の治療による身体面・精神面への負担等の説明会なども開催する必要があるのではないだろうか。（意見）

療機関に限らず、利用者の希望する他県の指定医療機関において不妊治療を受けた場合や、指定医療機関から指示書を受けた別の医療機関にて薬剤投与等の治療を実施した場合についても助成の対象となることを、県のホームページ等で改めて周知することにより、指定医療機関の増加と同様の効果が得られるよう、利便性の向上を図った。

また、これまで保健所や市町村をはじめ、指定医療機関、不妊相談室等と連携し、不妊に悩む方への制度の周知を行っているほか、ホームページやリーフレットの配布により制度内容の周知を行っているところ。

併せて、令和3年1月1日の制度拡充に伴い、改めて拡充された内容等についての周知を行っているほか、国においては、治療希望者等を対象とした不妊・不育に関する正しい知識の情報提供を行う全国フォーラムを開催し、周知啓発の更なる充実強化を図ることとしている。

なお、助成件数は10年間で2倍以上に増加し、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図っている。

さらに、令和2年度には、妊娠適齢期等、安全・安心な妊娠・出産に関するリーフレットを作成し、毎年実施しているライブラン講演会等で主に若い世代へ配布することにより正しい知識の普及を促進した。

（健康づくり課）

<参考：令和2年5月29日公表分>

指定医療機関の増加については、利便性の向上も重要であるが、特定不妊治療は高度・先進的な生殖医療であり、県内医療機関の現状では、他に要件を満たしている医療機関がないため、増やすことは難しいが、今後、新たに指定医療機関への申請があった場合は、指導・支援を行う。

また、事業の周知についてであるが、不妊治療は極めてセンシティブな情報であり、周りに知られたくない方も多いため、治療希望者等を集めての説明会の開催は困難であるが、頂いた御意見のとおり、周知活動の充実は非常に重要であると考えているため、引き続き、指定医療機関と密に連携し、治療希望者等に対して適切な情報提供をしていただくとともに、既に実施しているホームページへの掲載やリーフレットの作成・配付、不妊相談室での周知のほか、今後引き続き県民に対する効果的な周知方法がないか検討する。

なお、助成件数は10年間で2倍以上に増加しており、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図っている。

さらに、妊娠適齢期等、安全・安心な妊娠・出産に関する正しい知識を普及するため、主に若い世代を対象に、平成25年度から毎年講演会を開催しているところであるが、引

検討中

			<p>き続き、こうしたライフプラン教育を推進するとともに、治療希望者をはじめとする、より幅広い世代に対する知識・情報の普及に努める。</p> <p>(健康づくり課)</p>	
			<p>&lt;参考：平成29年9月29日公表分&gt;</p> <p>指定医療機関の増加については、利便性の向上も重要であるが、特定不妊治療は高度・先進的な生殖医療であり、県内医療機関の現状では、増やすことは難しいが、今後、新たに指定医療機関への申請があった場合は、指導・支援を行う。</p> <p>また、事業の周知についてであるが、不妊治療は極めてセンシティブな情報であり、周りに知られたくない方も多いため、治療希望者等を集めての説明会の開催は困難であるが、頂いた御意見のとおり、周知活動の充実は非常に重要であると考えているため、引き続き、指定医療機関と密に連携し、治療希望者等に対して適切な情報提供をしていただくとともに、既の実施しているホームページへの掲載やリーフレットの作成・配付のほか、県民に対する効果的な周知方法がないか検討する。</p> <p>さらに、妊娠適齢期等、安全・安心な妊娠・出産に関する正しい知識を普及するため、主に若い世代を対象に、平成25年度から毎年講演会を開催しているところであるが、引き続き、こうしたライフプラン教育を推進するとともに、治療希望者をはじめとする、より幅広い世代に対する知識・情報の普及に努める。</p> <p>(健康増進課)</p>	検討中

平成29年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置  
 監査テーマ：随意契約及び当該随意契約を含む事業について

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
82-87	1 3 医療観光通訳育成・スキルアップ等事業	再委託について、承諾なく可能なもの、書面による承諾があれば可能なもの、承諾できず不可能なもの、を区別する基準について、明確にすべきである。(意見-42)	委託契約における再委託の取扱いについては、再委託できないもの、書面による承諾により再委託が可能なもの、書面による承諾なく再委託が可能なもの等について新たに基準を作成し、令和3年3月30日付けで各所属長に対し通知文書により周知を行った。	措置済み

			(管財課)	
			<p>&lt;参考：令和2年5月29日公表分&gt; 業務委託において再委託が許される範囲の基準については、作成に着手しており、庁内各課と連携して明確化し、令和2年度中に再委託の基準を示す予定である。</p> <p>(管財課)</p>	措置中
			<p>&lt;参考：平成30年9月28日公表分&gt; 再委託の基準の作成に向け検討中である。</p> <p>(管財課)</p>	検討中
88-93	1 4 プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業			
		再委託について、承諾なく可能なもの、書面による承諾があれば可能なもの、承諾できず不可能なもの、を区別する基準について、明確に定めるべきである。(意見-48)	<p>委託契約における再委託の取扱いについては、再委託できないもの、書面による承諾により再委託が可能なもの、書面による承諾なく再委託が可能なもの等について新たに基準を作成し、令和3年3月30日付けで各所属長に対し通知文書により周知を行った。</p> <p>(管財課)</p>	措置済み
			<p>&lt;参考：令和2年5月29日公表分&gt; 業務委託において再委託が許される範囲の基準については、作成に着手しており、庁内各課と連携して明確化し、令和2年度中に再委託の基準を示す予定である。</p> <p>(管財課)</p>	措置中
			<p>&lt;参考：平成30年9月28日公表分&gt; 再委託の基準の作成に向け検討中である。</p> <p>(管財課)</p>	検討中
116-120	2 0 「秋の阿波おどり～阿波おどり大絵巻～」イベント実施委託業務			
		再委託について、承諾なく可能なもの、書面による承諾があれば可能なもの、承諾できず不可能なもの、を区別する基準について、明確に定めるべきである。(意見-67)	<p>委託契約における再委託の取扱いについては、再委託できないもの、書面による承諾により再委託が可能なもの、書面による承諾なく再委託が可能なもの等について新たに基準を作成し、令和3年3月30日付けで各所属長に対し通知文書により周知を行った。</p> <p>(管財課)</p>	措置済み
			<p>&lt;参考：令和2年5月29日公表分&gt; 業務委託において再委託が許される範囲の基準については、作成に着手しており、庁内各課と連携して明確化し、令和2年度中に再委託の基準を示す予定である。</p>	措置中

			(管財課)	
			<p>&lt;参考：平成30年9月28日公表分&gt; 再委託の基準の作成に向け検討中である。</p>	検討中
180-185	3 1 沖洲マリンターミナル維持管理業務		(管財課)	
		<p>県としては、再委託について、承諾なく可能なもの、書面による承諾があれば可能なもの、承諾できず不可能なもの、の区別の基準について、明確に定めるべきである。(意見-106)</p>	<p>委託契約における再委託の取扱いについては、再委託できないもの、書面による承諾により再委託が可能なもの、書面による承諾なく再委託が可能なもの等について新たに基準を作成し、令和3年3月30日付けで各所属長に対し通知文書により周知を行った。</p>	措置済み
			(管財課)	
			<p>&lt;参考：令和2年5月29日公表分&gt; 業務委託において再委託が許される範囲の基準については、作成に着手しており、庁内各課と連携して明確化し、令和2年度中に再委託の基準を示す予定である。</p>	措置中
			(管財課)	
			<p>&lt;参考：平成30年9月28日公表分&gt; 再委託の基準の作成に向け検討中である。</p>	検討中
			(管財課)	

報告書 ページ	項目	提言	講じた措置等	措置状況
191	まとめ プロポーザルの方法			
		<p>プロポーザルによる選定過程における参加の機会が実質的には十分に設けられていると言えるか疑問の持たれるものがあつた。 プロポーザルの方法をとるのであれば、参加を希望する者に参加するかどうかを検討する機会が実質的にあつたと言えることが必要であるが、そのためには、プロポーザルの方法をとる場合の公正な基準を事前に設けておくことよ。</p> <p>また、基準を設定する際には、事後的に審査委員会のメンバーの公表をすることを検討するべきである。メンバーを公表することになると審査員のなり手を見つけにくくなるかもしれないが、審査員が誰であるかは、結果</p>	<p>公募型プロポーザル方式による随意契約の取扱いについては、契約締結までの標準的な流れ及び留意すべき事項を新たに作成し、令和3年3月30日付けで各所属長に対し通知文書により周知を行った。 また、選定結果の公表については、予め選定委員会委員に承諾を得た上で、公表について支障がない場合は氏名等を公表することとした。</p>	措置済み
			(管財課)	
			<p>&lt;参考：令和2年5月29日公表分&gt; プロポーザルの方法をとる場合の基準については、作成に着手しており、庁内各課と連携して明確化し、令和2年度中</p>	措置中

	に直結すると誰しも思うことであり、それが事後的にであれ公表されることは、結果の公正さを担保することにつながる。事後に公表されることが分かっているならば、審査員もより真摯に職責を果たそうとすることも期待できる。	に示す予定である。  (管財課)	
		----- <参考：平成30年9月28日公表分> プロポーザルの方法をとる場合の基準の作成に向け検討中である。  (管財課)	検討中

平成30年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置  
監査テーマ：試験研究機関について

I 試験研究

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
33-37	工業技術センター			
	試験研究課題の決定過程及び評価の仕組み	<p>取り扱う分野、取り扱う技術のレベルについて、県内の中小企業のニーズを把握し、それに適合したものになるよう、これまでと同様に注力すべきである。</p> <p>また、徳島の誇るLEDについては、引き続き「産学官連携」を推進し、製品開発や共同研究、人材育成を通じ、本県の光関連産業の振興に貢献していただきたい。 (意見-1)</p>	<p>令和2年度においては、光関連産業の振興につながる共同研究を7件実施した。引き続き、県内企業のニーズを把握し、適切に実施する。  (工業技術センター)</p> <p>----- &lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 試験研究課題については、県内企業のニーズを把握し、適切に実施するとともに、平成30年7月に策定した徳島県「次世代“光”創出・応用による産業振興・若者雇用創出計画」に基づく地方大学・地域産業創生事業により、光関連産業の振興につながるような共同研究等を推進する。  (工業技術センター)</p>	(その後の取組)
		<p>評価の対象となる研究の内容や結果等については、できる限り、より詳しい情報をホームページ上に掲載し、県民に向けた公表を行うべきである。(意見-2)</p>	<p>令和2年度においても事後評価終了後の試験研究課題4件について、ホームページ上で業務報告、研究報告、研究成果パネルへのリンクを貼り、具体的な成果を公表した。  (工業技術センター)</p> <p>----- &lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 平成29年度以降の事後評価終了後の試験研究課題については、ホームページ上で業務報告、研究報告、研究成果パネルへのリンクを追加することにより、具体的な成果を公表した。</p>	(その後の取組)
			措置済み	

			(工業技術センター)	
農林水産総合技術支援センター				
42-53	試験研究課題の決定過程及び評価の仕組み	評価の対象とする「試験研究課題」の範囲を、限定する方向で再検討し、個々の研究内容に応じた最適な評価方法となるようにすべきである。(意見-3)	令和2年5月及び7月に実施した内部評価において、評価の対象とする試験研究課題の範囲を限定することにより、効率的、効果的な評価を行った。 (農林水産総合技術支援センター)	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;            全ての試験研究課題について内部評価を行っていた本件については、意見の趣旨を踏まえ、他の機関からの委託等により実施する課題及び基礎調査など継続的に実施する課題は、原則として評価の対象外とするよう、平成31年4月1日付けで農林水産総合技術支援センター内部評価実施要領を改正した。            令和元年5月及び7月に実施した内部評価においては、評価の対象とする試験研究課題の範囲を限定することにより、効率的、効果的な評価を行った。            (農林水産総合技術支援センター)</p>	措置済み
	外部評価について、「課題別評価」はできておらず、農林・畜産・水産のいずれの分野においても、専門的知見を有する外部評価委員が限られており、実質的な評価が十分に行える体制になっていない。(指摘-1)	令和元年度及び令和2年度の試験研究の課題別評価については、外部評価委員会の専門部会において、専門的知見から評価を受け、委員の意見を反映し、その結果を外部評価委員会において報告した。 (農林水産総合技術支援センター)	(その後の取組)	
		<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;            指摘の趣旨を踏まえ、専門的知見を有する者による実質的な課題別評価を行うため、令和元年8月29日付けで農林水産総合技術支援センター外部評価実施要領を改正し、外部評価委員会に専門的知見を有する者で構成する専門部会を設置した。            (農林水産総合技術支援センター)</p>	措置済み	
53-54	5年間の総括	平成24年度から平成28年度までの5年間の中期計画について、達成度合いの総括をした上で、県民に広報すべきである。(意見-4)	5年間の中期計画である研究開発実行計画については、引き続き、農林水産総合技術支援センターホームページで公表している。 (農林水産総合技術支援センター)	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;            5年間の中期計画である研究開発実行計画については、達成度合いの総括を行い、令和元年7月に農林水産総合技術支援センターホームページで公表した。</p>	措置済み

		(農林水産総合技術支援センター)		
55-57	試験研究機関共通 人材確保・育成	研究員の資質向上につながる取組に対し、支援できる適切な方策を検討していただきたい。(意見-5)	<p>研究員の資質向上につながる取組として、本人の適性と意向を踏まえつつ、学会への参加や学会誌への投稿、研修への派遣等について、継続して取り組んでいる。 (保健製薬環境センター)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 研究員の資質向上につながる取組として、関連する学会等には団体名で加入しており、本人の適性と意向を踏まえつつ、学会への参加や学会誌への投稿、研修への派遣等により、更なる研究員の資質向上と人材育成に努める。 (保健製薬環境センター)</p>	措置済み
			<p>引き続き、研究員の資質向上につながる取組として、国立研究開発法人産業技術総合研究所の研修派遣事業や県の専門技術員研修等を活用し、研究員を派遣するなどにより、更なる資質向上に努めている。 (工業技術センター)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 研究員の資質向上につながる取組として、国立研究開発法人産業技術総合研究所の研修派遣事業や県の専門技術員研修等を活用し、研究員を派遣するなどにより、更なる資質向上に努めたい。 (工業技術センター)</p>	措置済み
			<p>研究員の人材育成については、コロナ禍の状況においてもオンラインでの学会への参加等の取組を通じ、研究員の資質向上に努めている。今後も、研究員の資質向上につながる研修参加等の取組に対し支援に努める。 (農林水産総合技術支援センター)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 研究員の人材育成については、国の試験研究機関や大学等への長期派遣研修、公務による学会への参加等の取組を通じ、研究員の資質向上に努めている。また、大学の専門研究員受入制度を活用し、令和元年度においては、研究員4名を専門研究員として徳島大学に派遣した。 なお、博士課程取得については休業制度を設けており、側面から支援に努めている。 今後とも研究員の資質向上を目的とした自主的な取組に対</p>	措置済み

		し、事務分担を工夫するなど、更なる支援に努める。 (農林水産総合技術支援センター)	
<p>特定の分野の研究については、任期付研究員によって対応することができ、また、対応するのが相当なものもあると思われる。その必要性・相当性を確認した上で、任期付研究員を採用し、多様な人材の確保に努めるべきである。(意見-6)</p>		<p>人材の確保については、令和2年9月1日に徳島県立保健製薬環境センター試験研究評価実施要綱を改正し、外部有識者で構成される保健製薬環境センター試験研究評価委員会において、試験研究課題及び研究実施体制について所掌することとし、必要な助言を求める仕組みを導入した。引き続き、多様な人材確保に努めたい。 (保健製薬環境センター)</p>	措置済み
		<p>&lt;参考：令和2年5月29日公表分&gt; 任期付研究員については、その必要性・相当性について引き続き検討し、多様な人材の確保に努める。 (保健製薬環境センター)</p>	検討中
		<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 任期付研究員については、その必要性・相当性について検討し、多様な人材の確保に努める。 (保健製薬環境センター)</p>	検討中
		<p>特定の分野の研究については、引き続き多様な人材確保に努めるため、外部有識者で構成される工業技術センター試験研究評価委員会に、採用方法や研究員の任期の有無等の助言を求めている。 (工業技術センター)</p>	(その後の取組)
		<p>&lt;参考：令和2年5月29日公表分&gt; 人材の確保については、令和2年3月1日に工業技術センター試験研究評価実施要綱を改定し、外部有識者で構成される工業技術センター試験研究評価委員会に、研究実施体制について、採用方法や研究員の任期の有無等の助言を求めることとした。 特定の分野の研究について、引き続き多様な人材確保に努めたい。 (工業技術センター)</p>	措置済み
		<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 特定の分野の研究については、必要に応じて任期付研究員による任用を検討するなど、多様な人材確保に努めたい。 (工業技術センター)</p>	検討中
		<p>喫緊の試験研究課題に対応するため、任期付研究員の採用をはじめとした多様な人材の確保については、組織体制の改</p>	措置予定

57-58	コスト	研究コストを把握するためには、研究員が試験研究課題に費やしている時間を、試験研究課題ごとに把握できるようにすることが望ましい。(意見-7)	<p>組に向けた農林水産総合技術支援センターの検討事項として位置付けることとしており、今後も引き続き、多様な人材の確保に努める。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター)</p>	
			<p>&lt;参考：令和2年5月29日公表分&gt; 令和2年度において、喫緊の試験研究課題に対応するため、任期付研究員の採用をはじめとした多様な人材の確保については、組織体制の改組に向けた農林水産総合技術支援センターの検討事項として位置付けることとした。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター)</p>	措置予定
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; これまで2名の任期付研究員を採用し、農林水産業の6次産業化及びスマート化並びに農産物の輸出促進等、特定分野における喫緊の課題に対応してきた。</p> <p>今後とも喫緊の試験研究課題に対応するため、必要性・相当性を確認した上で、関係部局と協議し、任期付研究員の採用をはじめとした多様な人材の確保に努める。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター)</p>	検討中
			<p>試験研究評価シートに試験研究課題ごとに従事した時間を記載することにより、研究コストの把握に継続して取り組んでいる。</p> <p>(保健製薬環境センター)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 研究に費やした時間を試験研究評価シートに記載するよう、令和元年7月1日付けで保健製薬環境センター試験研究評価実施要綱を改正し、試験研究課題ごとに従事した時間を把握する仕組みが確立した。</p> <p>(保健製薬環境センター)</p>	措置済み
			<p>令和2年度においても試験研究課題に係る週当たりの従事時間を試験研究課題事前評価シートに記載することにより、研究コストの把握に努めている。</p> <p>(工業技術センター)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 試験研究課題に係る週当たりの従事時間を試験研究課題事前評価シートに記載するよう、令和元年8月1日付けで工業技術センター試験研究評価実施要綱を改正し、試験研究課題ごとに従事した時間を把握する仕組みが確立した。</p> <p>(工業技術センター)</p>	措置済み

	<p>令和2年5月及び7月に実施した内部評価において、エフォートを含めた評価を行った。</p> <p>(※) エフォート(%) = 試験研究課題に費やす時間 / 全仕事時間 × 100 (農林水産総合技術支援センター)</p>	(その後の取組)
<p>研究員が現場作業と研究そのものにどのように時間を費やしているのか、その実態を踏まえて、適切な人員配置を行って、研究員が研究により注力できる環境を作っていたいただきたい。(意見-8)</p>	<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 限られた人材を有効に活用し、研究成果の最大化を図るため、試験研究課題毎に担当する研究員のエフォート(※)を記載するよう、令和元年7月1日付けで農林水産総合技術支援センター内部評価実施要領の評価様式である試験研究課題工程表を改正した。 令和元年7月に実施した内部評価においては、この新たな指標を含めた評価を行った。</p> <p>(※) エフォート(%) = 試験研究課題に費やす時間 / 全仕事時間 × 100 (農林水産総合技術支援センター)</p>	措置済み
	<p>引き続き、試験研究に関する知識又は経験を有する会計年度任用職員の採用に努め、研究員がより研究に注力できる環境作りに取り組んでいる。</p> <p>(保健製薬環境センター)</p>	(その後の取組)
	<p>&lt;参考：令和2年5月29日公表分&gt; 令和2年度から、試験研究に関する知識又は経験を有する会計年度任用職員を採用し、研究員がより研究に注力できる環境が整った。</p> <p>(保健製薬環境センター)</p>	措置済み
	<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 試験研究に用いる器具等の準備、運搬、洗浄等の補助作業については、臨時補助員又は非常勤職員が行っている。 研究員は、試験研究以外にも行政検査や監視・測定等の業務も行っていることから、試験研究により注力できるよう適切な人員配置に努める。</p> <p>(保健製薬環境センター)</p>	検討中
<p>令和2年度においては、研究員が現場作業に費やしている時間を把握した上で、新たに会計年度任用職員を配置し、研究員が研究により注力できるよう体制を整えた。 研究員の負担軽減のために、学生のインターンシップや企</p>	(その後の取組)	

58-60	追跡評価	追跡評価の仕組みを評価実施要綱等で定め、個別の試験研究課題に着目した追跡調査を行い、その結果を評価することを検討していただきたい。(意見-9)	<p>業技術者のOJTによる外部人材を活用した課題解決型の共同研究を実施している。</p> <p>(工業技術センター)</p>	
			<p>＜参考：令和元年9月30日公表分＞</p> <p>令和元年度においては、研究員が現場作業に費やしている時間を把握した上で、新たに臨時職員及び非常勤職員の募集を行い、研究員が研究により注力できるような体制を整えた。</p> <p>また、研究員の負担軽減のために、学生のインターンシップや企業技術者のOJTによる外部人材を活用した課題解決型の共同研究を実施している。</p> <p>(工業技術センター)</p>	措置済み
			<p>令和2年5月に所属長が研究員に対して実施したヒアリング及び業務連絡会議において、研究員が現場作業にかかる時間について実態を把握した。研究員が現場作業に多くの時間を費やしている時期には、各担当又は各課の非常勤職員や会計年度任用職員の配置を変更し、研究員がより研究に注力できるよう環境を整えている。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター)</p>	(その後の取組)
			<p>＜参考：令和元年9月30日公表分＞</p> <p>令和元年5月に所属長が研究員に対して実施したヒアリング及び業務連絡会議において、研究員が現場作業にかかる時間について実態を把握した。研究員が現場作業に多くの時間を費やしている時期には、各担当又は各課の非常勤職員や臨時職員の配置を変更し、研究員がより研究に注力できるよう環境を整えた。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター)</p>	措置済み
			<p>保健製薬環境センター試験研究評価委員会において、主要な試験研究課題についての追跡評価の必要性についても助言を求め、成果の結果を評価する取組を継続している。</p> <p>(保健製薬環境センター)</p>	(その後の取組)
			<p>＜参考：令和元年9月30日公表分＞</p> <p>令和元年7月1日付けで保健製薬環境センター試験研究評価実施要綱を改正し、追跡評価に関する項目を追加した。これにより、主要な試験研究課題について、成果の結果を評価する仕組みが確立した。</p> <p>(保健製薬環境センター)</p>	措置済み
			<p>令和2年度においても事後評価終了後3年を経過した、平成29年度の試験研究課題について、業務報告、研究報告、</p>	(その後の取組)

60-61	各センターの広報	<p>主要な研究の成果については、県民に成果を理解してもらえるような、分かりやすい広報を工夫すべきである。その際は、適時に広報することを心掛けていただきたい。</p> <p>また、知的財産について、取得状況はホームページで確認することができるが、これがどの程度商品化に結びついているかについても、できる限り併せてホームページに掲載することが望まれる。(意見-10)</p>	<p>研究成果パネルにより具体的な成果を追跡調査し、外部評価委員会で評価した。</p> <p>(工業技術センター)</p>	
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;</p> <p>令和元年8月1日付けで工業技術センター試験研究評価実施要綱を改正し、追跡評価に関する項目を追加した。事後評価終了後3年を経過した平成28年度の試験研究課題について、業務報告、研究報告、研究成果パネルにより具体的な成果を追跡調査し、外部評価委員会で評価した。</p> <p>(工業技術センター)</p>	措置済み
			<p>令和2年度は、平成29年度の主要な研究成果について追跡調査を実施した。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;</p> <p>主要な試験研究成果については、終了から一定期間経過後に追跡調査を行うよう、令和元年7月1日付けで農林水産総合技術支援センター内部評価実施要領を改正し、成果の結果を評価する仕組みが確立した。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター)</p>	措置済み
			<p>県ホームページに「センターニュース」を掲載し、県民にわかりやすい内容で広報を行うとともに、12月末には試験研究や行政検査結果の分析等を掲載した年報を公表している。</p> <p>なお、知的財産の取得はないが、今後知的財産を取得した際には、県ホームページで公表を行う。</p> <p>(保健製薬環境センター)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;</p> <p>主要な研究の成果については、県ホームページに掲載している「センターニュース」により、県民に分かりやすい内容で広報を行った。</p> <p>また、年報には試験研究に関するものだけでなく、行政検査結果の分析や監視・測定データの解析に関する内容も掲載しており、関連する過去のデータについても解析を行う必要があるため時間を要する。今後は、公表時期を12月末とし、計画的に作成する。</p> <p>なお、知的財産の取得はないが、意見を踏まえ、今後知的財産を取得した際には、県ホームページで公表を行う。</p> <p>(保健製薬環境センター)</p>	措置済み
		引き続き、事後評価を終了した試験研究課題については、	(その後の取組)	

			<p>業務報告，研究報告，研究成果パネルにより，具体的な成果をホームページ上で公表し，より分かりやすい広報に努めた。</p> <p>また，事業化や実施許諾をした特許権については，企業への理解が得られたものを公開し，より分かりやすい広報に努めている。</p> <p>(工業技術センター)</p>	
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;</p> <p>事後評価を終了した試験研究課題については，業務報告，研究報告，研究成果パネルにより，具体的な成果をホームページ上で公表し，より分かりやすい広報に努めた。</p> <p>また，事業化や実施許諾をした特許権については，企業への理解が得られたものを公開し，より分かりやすい広報に努めた。</p> <p>(工業技術センター)</p>	措置済み
			<p>農林水産総合技術支援センターのホームページにおいて，令和元年度の主要な研究成果を掲載した。</p> <p>また，特許・品種の知的財産については，ホームページで，利用許諾件数を随時更新し，公表している。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;</p> <p>農林水産総合技術支援センターのホームページを令和元年7月に更新し，各研究課毎に掲載していた主要な成果及び業務年報のサイトを一覧表示するとともに，平成30年度までの成果を掲載し，分かりやすく適時の広報を行った。</p> <p>また，特許の商品化については，特許の利用許諾件数をホームページで公表した。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター)</p>	措置済み

## II 契約事務

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
64-67	保健製薬環境センター 万代分室の機械警備及び消防設備点検業務の委託	保健製薬環境センター万代分室の機械警備及び消防設備点検業務の委託について，競争入札を行うか，相見積りを取った上で，1号随意契約を行うことを検討すべきである。(意見-11)	令和3年度における保健製薬環境センター万代分室の機械警備及び消防設備点検業務の委託については，複数者から見積徴収を行い，1号随意契約を行った。 (保健製薬環境センター)	措置済み

68-71	微小粒子状物質 (PM2.5) 炭素成分分析業務	保健製薬環境センター万代分室の機械警備及び消防設備点検業務の委託について、長期継続契約の導入を検討すべきである。(意見-12)	<p>&lt;参考：令和2年5月29日公表分&gt; 保健製薬環境センター万代分室の機械警備及び消防設備点検業務の委託については、令和3年度契約時において競争入札等とすることについて、検討する。 (保健製薬環境センター)</p>	措置予定
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 保健製薬環境センター万代分室の機械警備及び消防設備点検業務の委託については、次回設備の更新時において競争入札等について再度検討したい。 (保健製薬環境センター)</p>	検討中
			<p>令和3年度における保健製薬環境センター万代分室の機械警備及び消防設備点検業務の委託については、長期継続契約の導入を決定し複数者から見積徴収を行ったところ、長期継続契約による経費削減効果は見込めなかった。 (保健製薬環境センター)</p>	措置済み
			<p>&lt;参考：令和2年5月29日公表分&gt; 保健製薬環境センター万代分室の機械警備及び消防設備点検業務の委託については、令和3年度契約時において長期継続契約を導入することについて、検討する。 (保健製薬環境センター)</p>	措置予定
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 保健製薬環境センター万代分室の機械警備及び消防設備点検業務の委託については、次回設備の更新時において長期継続契約の導入について再度検討したい。 (保健製薬環境センター)</p>	検討中
			<p>予定価格の設定においては、過去の実績等を考慮し十分に検討した上で決定し、適正かつ効率的な予算執行に継続して取り組んでいる。 (保健製薬環境センター)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 予定価格の設定において、業者から取得した見積書を基に決定した本件であるが、令和元年度の契約においては、過去の実績や契約事務規則に示された基準を考慮した上で予定価格を決定した。 今後、同様な入札があれば、予定価格の算定を十分に検討した上で決定し、適正かつ効率的な予算執行を行う。 (保健製薬環境センター)</p>	措置済み

72-75	風向風速計4式の賃貸借	<p>予定価格の設定は十分に検討し、適正かつ効率的な予算執行に努められたい。(意見-14)</p>	<p>予定価格の設定においては、過去の実績等を考慮し十分に検討した上で決定し、適正かつ効率的な予算執行に継続して取り組んでいる。</p> <p>(保健製薬環境センター)</p> <hr/> <p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;          予定価格の設定において、業者から取得した見積書の金額から一定率を削減した金額を予定価格に決定した本件であるが、令和元年度の契約においては、過去の実績や契約事務規則に示された基準を考慮した上で予定価格を決定した。          今後、同様な入札があれば、予定価格の算定を十分に検討した上で決定し、適正かつ効率的な予算執行を行う。</p> <p>(保健製薬環境センター)</p>	<p>(その後の取組)</p> <hr/> <p><b>措置済み</b></p>
工業技術センター				
76-78	<p>庁舎警備業務</p>	<p>工業技術センター庁舎警備業務について、6号随意契約が許される場合であることの確認がなされていなかった。(意見-15)</p> <hr/> <p>工業技術センター庁舎警備業務について、長期継続契約を前提とした競争入札の可否を検討すべきである。(意見-16)</p>	<p>当該業務については、令和元年度において随意契約によることが有利であることを確認した上で、令和2年度から3年間の長期継続契約を締結している。</p> <p>(工業技術センター)</p> <hr/> <p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;          令和元年度における庁舎警備業務については、複数者から見積徴収を行い、他事例を参考に比較検討し、経済性はもとより、委託業務の円滑かつ効率的遂行の観点から、競争入札に付するより、随意契約によることが有利であると確認した。</p> <p>(工業技術センター)</p> <hr/> <p>当該業務については、令和元年度において随意契約によることが有利であることを確認した上で、令和2年度から3年間の長期継続契約を締結している。</p> <p>(工業技術センター)</p> <hr/> <p>&lt;参考：令和2年5月29日公表分&gt;          令和元年度における庁舎警備業務については、複数者から見積徴収を行い、他事例を参考に比較検討し、経済性はもとより、委託業務の円滑かつ効率的遂行の観点から、随意契約によることが有利であると確認した。          また、令和2年度から委託期間3年間の長期継続契約を締結した。</p> <p>(工業技術センター)</p> <hr/> <p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;          令和元年度における庁舎警備業務については、複数者から</p>	<p>(その後の取組)</p> <hr/> <p><b>措置済み</b></p> <hr/> <p>(その後の取組)</p> <hr/> <p><b>措置済み</b></p> <hr/> <p>検討中</p>

79-81			見積徴収を行い、他事例を参考に比較検討し、経済性はもとより、委託業務の円滑かつ効率的遂行の観点から、競争入札に付するより、随意契約によることが有利であると確認した。 長期継続契約については、コスト削減を図るため次年度から導入する。  (工業技術センター)	
	電波暗室保守点検業務	業務委託先からの報告書である「校正証明書」については、日本語で記載したものを提出させるべきである。 (意見-17)	令和元年12月から令和2年3月に電波暗室の改修工事を実施したため、令和元年度及び令和2年度については保守点検業務は実施していない。令和3年度以降においては、日本語で記載した校正証明書を受理する予定である。  (工業技術センター)	(その後の取組)
			<参考：令和元年9月30日公表分> 平成30年度における電波暗室保守点検業務の「校正証明書」については、保守点検結果の内容を日本語で記述したものを受理した。  (工業技術センター)	措置済み
82-85	農林水産総合技術支援センター経営研究課			
	ニホンジカの林業被害対策実証業務委託	当初の予定どおり進まずに新たに見積書提出期限を設定しなおす必要が生じた場合には、実際の経過が事後的に検証できるような適切な方法で記録しなければならない。(意見-18)	見積書提出期限を変更する場合は、実際の経緯を明確に記録・添付する等、事後の確認ができるようにしている。  (農林水産総合技術支援センター経営研究課)	(その後の取組)
			<参考：令和元年9月30日公表分> 見積書提出期限を設定しなおした本件については、その経緯と改めて期限を設定した内容をまとめ、立案に添付した。 また、職員を対象に徳島県会計規則、契約事務規則等の遵守や、会計等の事務手続に関する研修を平成31年3月5日に実施し、その中で見積書提出期限を変更する場合は、実際の経緯を明確に記録・添付する等、事後の確認ができるよう周知徹底を図った。  (農林水産総合技術支援センター経営研究課)	措置済み
		見積書提出期限について、口頭で伝えるだけでなく、必ず見積依頼書に記載するようにすべきである。(意見-19)	見積書提出期限の通知は、口頭ではなく見積依頼書に記載している。  (農林水産総合技術支援センター経営研究課)	(その後の取組)
		<参考：令和元年9月30日公表分> 見積書提出期限の通知を口頭で行っていた本件については、口頭ではなく見積依頼書に記載するよう周知徹底を図った。 なお、令和元年度の契約においては、適正に記載した。  (農林水産総合技術支援センター経営研究課)	措置済み	

86-91	産業廃棄物等処理委託業務	<p>本件のように資格者名簿登載者が多数あって、見積徴収先の不足に困ることがないようなケースでは、基準の数にとらわれず、十分な数の見積りが実際に徴収できて競争が確保されたといえるために、少なくとも実際に選定基準の数の見積書が確保できるように、見積りを依頼するようにすべきである。</p> <p>なお、他の契約でも同様の問題が確認された場合には、同様の処理を行っていただきたい。(意見-20)</p>	<p>資格者名簿登載者が多数あって、見積徴収先の不足に困ることがないようなケースでは、新規参入事業者を含めた「県の基準+1」以上の見積書を徴収するよう内規を定め、そのルールに従い事務を行っている。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター経営研究課)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：令和2年5月29日公表分&gt;</p> <p>令和2年4月に実施した産業廃棄物等処理委託契約において、予定価格が20万円を超えるものについては、選定基準において2者以上からの見積徴収が必要なところ、3者から見積書を徴収し、契約を締結した。</p> <p>また、産業廃棄物等処理委託以外では、例えば公用車の車検においては、予定価格が全て10万円以下(見積書徴収基準は1者)である令和2年1月以降の9件の実績について、全てにおいて4者に見積依頼を行い、7件は4者から、2件については、1者の辞退があったため、3者から見積書を徴収している。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター経営研究課)</p>	措置済み
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;</p> <p>意見の趣旨を踏まえ、辞退があっても指名業者の選定基準に定められた数の見積書が確保できるよう、最低基準数より多くの業者に見積りを依頼し、競争性の確保に努める。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター経営研究課)</p>	検討中
		<p>新規参入の機会が確保され、実質的な競争も確保されるように、過去の実績のみにとらわれずに見積徴収先を選定するようにすべきである。</p> <p>なお、他の契約でも同様の問題が確認された場合には、同様の処理を行っていただきたい。(意見-21)</p>	<p>資格者名簿登載者が多数あって、見積徴収先の不足に困ることがないようなケースでは、新規参入事業者を含めた「県の基準+1」以上の見積書を徴収するよう内規を定め、そのルールに従い事務を行っている。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター経営研究課)</p>	(その後の取組)
		<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;</p> <p>令和元年度の契約においては、業者選定における競争性を確保するため、過去に実績のある者に加え、新規参入者にも見積りを依頼した。また、同様の契約を行う場合も、実質的な競争性を確保するよう、職員に周知を図った。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター経営研究課)</p>	措置済み	
	<p>委託先業者からの請求書について、契約内容が守られているかどうか十分に確認し、契約内容に沿った支払処理を行わなければならない。(意見-22)</p>	<p>引き続き、支払時においては、委託業者からの請求日の確認を確実にするとともに、関係書類及び契約内容等を十分確認の上、適切に支払処理を行っている。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター経営研究課)</p>	(その後の取組)	

92-94			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 委託業者からの請求日の確認を適切に行っていなかった本件については、平成31年3月5日に職員を対象に徳島県会計規則、契約事務規則等の遵守や、会計等の事務手続に関する研修を実施し、支払時においては、関係書類及び契約内容等を十分確認するよう周知徹底を図った。 (農林水産総合技術支援センター経営研究課)</p>	措置済み
	白灯油の購入契約	<p>入札者数が増加するように、公告方法を工夫し、広く周知を図るべきである。 なお、他の契約でも、入札者数が少ないという同様の問題が散見される。(意見-23)</p>	<p>一般競争入札の手続に基づき、県ホームページで広く公告を行っており、競争性のある入札となるよう努めている。 (農林水産総合技術支援センター経営研究課)</p> <p>-----</p> <p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 意見の趣旨を踏まえ、一般競争入札の手続に従い県ホームページで広く公告を行った結果、平成30年度においては、白灯油の購入契約の一般競争入札に3者が参加した。 今後とも、競争性のある入札となるよう広く公告を行う。 (農林水産総合技術支援センター経営研究課)</p>	(その後の取組)  措置済み
95-99	農林水産総合技術支援センター畜産研究課			
	液体窒素の購入契約	<p>契約金額を増額させる本件変更契約を締結することは、許されるものではなかった。(指摘-2)</p>	<p>令和元年度以降、適正な事務処理について職員へ周知徹底している。 (農林水産総合技術支援センター畜産研究課)</p> <p>-----</p> <p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 会計事務の認識不足により契約金額を増額する変更契約を締結した本件については、平成31年3月に過払い分の返還を受けた。今後、関係規程等に基づいた適切な事務処理を行うよう、センターの職員全員を対象に、徳島県会計規則、契約事務規則等の遵守や、会計等の事務手続に関する研修を平成31年3月5日に実施した。 また、人事異動に合わせ、5月に改めて適正な事務処理について職員への周知徹底を図った。 (農林水産総合技術支援センター畜産研究課)</p>	(その後の取組)  措置済み
100-102	農林水産総合技術支援センター水産研究課			
	漁業調査船「とくしま」用燃料購入	<p>単価契約において、当初の購入伺で決裁を受けている予定数量や購入予定価格を超える場合には、改めて追加の経費支出伺を作成して決裁を受けるべきである。(意見-24)</p>	<p>平成31年4月以降、予定数量を超えた場合は、改めて追加の経費支出伺を作成し決裁を受けている。 (農林水産総合技術支援センター水産研究課)</p> <p>-----</p> <p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 平成31年4月に課内会議を開催し、今後、当初の購入伺</p>	(その後の取組)  措置済み

			で決裁を受けている予定数量や購入予定価格を超えるような同様の事案があった場合は、改めて追加の経費支出伺を作成して決裁を受けるよう周知徹底を図った。 (農林水産総合技術支援センター水産研究課)
--	--	--	--

### Ⅲ 物品管理

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
103-115	全庁（はじめに）	<p>平成18年度改正により、10万円未満の備品類について物品出納簿への記載が省略されたが、ではどのように管理すればいいのかについて曖昧になっているように思われる。</p> <p>Q&amp;Aで示されているように、「手書きの台帳を使用する」のであれば物品出納簿への記載を省略したという意図が明白ではなく、また「購入履歴、保管転換等の帳票類を活用し」とあるが、具体的な活用方法が会計規則・会計事務取扱規程・会計事務の手引き等どこにも示されていない。これでは物品管理権者がその管理方法について困惑することは必至であり、結果的にその管理方法が物品管理権者ごとに相違することになるであろう。統一した、より具体的な管理方法を示すべきである。（意見-25）</p>	<p>会計事務の手引きにおいて、「携帯（持ち運び）が容易な備品類（カメラ、ビデオカメラ、プロジェクターなど）は、品名、数量、品質規格、購入年月日を一覧にし、整理する」と措置の一例を挙げて具体的に示している。 (管財課)</p> <p>-----</p> <p>&lt;参考：令和2年5月29日公表分&gt; 平成30年度までに取得し、物品出納簿への記載を省略した10万円未満の備品類の管理方法については、亡失の確認が困難なものについて、品名、数量等を把握するために必要な措置を講じることとしていたが、令和2年5月に会計事務の手引きを改訂し、措置の一例として「携帯（持ち運び）が容易な備品類（カメラ、ビデオカメラ、プロジェクターなど）は、品名、数量、品質規格、購入年月日を一覧にし、整理する」と具体的に示した。 (管財課)</p> <p>-----</p> <p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 10万円未満の備品類の管理方法については、会計事務の手引き等において具体的な管理方法を示すよう検討する。 (管財課)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p> <p>検討中</p>
		<p>平成18年度の改正により「備品購入費」で購入する物品の中に、10万円を境に物品出納簿に記載されるものとされないものが混在することになった。</p> <p>平成18年度改正がなぜ行われたのかについては、その時の経済状況、他府県の状況等様々な事情が考えられるが、今後は当該事情を考慮しつつ、「備品購入費」として処理する金額と物品出納簿への記載する金額を一致させ、明確な処理規定を設けるべきである。予算編成への影響ももちろん考えられるが、可能な限り検討してい</p>	<p>備品購入費で購入する物品の金額と物品出納簿に記載する物品の金額とを一致させている。 (管財課、会計課)</p> <p>-----</p> <p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 平成31年4月1日付けで会計規則等を一部改正し、備品購入費として購入する物品の金額を10万円以上（机類、パーソナルコンピュータ等の一部例外を除く）とし、備品購入費として処理する金額と物品出納簿に記載する物品の金額と</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p>

<p>ただきたい。(意見-26)</p>	<p>を一致させた。 (管財課, 会計課)</p>	
<p>会計規則によれば、原則として「物品出納簿に記載した備品類及び消耗品類に物品標示票をちよう付し、その品名及び所属等を標示しなければならない。」とし、また会計事務の手引きによれば「物品標示票の日付欄には、物品を取得した日又は保管転換により受け入れた日を記入し、備考欄には、製造者名、型番等を記載し」となっている。</p> <p>しかし、このままでは物品出納簿による管理は不十分と言わざるを得ない。つまり、物品出納簿に管理番号を記入し、その管理番号を当該物品の標示票に記載することにより、物品出納簿と現物との突合が可能となるのであり、製造者名、型番等だけでは現物の確認はほぼ不可能である。</p> <p>今後は、物品出納簿に管理番号を記載するとともに、物品標示票にも管理番号を記載するように会計規則を変更すべきである。(指摘-3)</p>	<p>物品出納簿及び物品表示票に整理番号を付与し、物品出納簿と現物との突合ができるように、物品管理システムを構築した。令和3年度中に会計規則の改正を行う予定である。 (管財課)</p> <p>-----</p> <p>&lt;参考：令和2年5月29日公表分&gt; 新たに物品出納簿及び物品表示票に管理番号を付与するため、物品管理システム改修による機能の追加と会計規則の改正を行い、令和2年度中に運用開始予定である。 (管財課)</p> <p>-----</p> <p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 現在の物品管理システムには、管理番号付与の機能がないため、物品出納簿と物品の現物との突合に有効な管理番号付与の方法を検討の上、物品出納簿及び物品表示票に管理番号を記載するよう会計規則改正を検討する。 (管財課)</p>	<p>措置中</p> <p>-----</p> <p>措置予定</p> <p>-----</p> <p>検討中</p>
<p>物品の異動状況について、貸付け・売却(棄却)・保管転換については物品受入(払出)通知書、売却(棄却)申請書等、保管転換物品送付書等の書類により把握することができ、またその結果が物品異動状況報告書となって会計管理者に報告されるため問題はない。</p> <p>問題となるのは、物品が亡失した場合である。亡失した物品を見つけ出すためには、物品出納簿と現物を確認する以外に方法はない。もちろん、偶然に亡失していることに気づく場合もあるが、系統的に検出するためには、定期的な棚卸し、つまり現物と物品出納簿の突合が必要である。</p> <p>会計規則では、「出納員又は物品出納員は、その保管する備品類及び動物については、物品出納簿と照合の上」となっているため、定期的な突合作業が必要となるのではないだろうか。毎年、物品出納簿に記載された物品について全て突合作業をすることには、その事務の煩雑さを考えると適当ではないが、ある一定の期間(例えば3年~5年周期)に全ての当該物品について突合作業をすべきである。(意見-27)</p>	<p>令和3年2月15日に実施した会計事務再チェック全庁研修会及び各所属長宛ての通知文書(令和2年9月11日付け管第585号 物品管理に係る適正な事務の執行について、令和3年3月11日付け会第462号 重要物品異動状況報告等について)により、物品管理に係る適正な事務処理について周知・徹底を行った。 (管財課, 会計課)</p> <p>-----</p> <p>&lt;参考：令和2年5月29日公表分&gt; 1 令和2年2月19日に実施した会計事務再チェック全庁研修会において、管財課から次の内容について周知・徹底を行った。 (1) 毎年必ず物品出納簿と現物との照合を行うこと。 (2) 売却(棄却)・保管転換等について、物品出納簿の記載を行うこと。 (3) 亡失等したときは必ず報告を行うこと。</p> <p>2 各所属長宛ての、通知文書(令和2年3月11日付け会第412号 重要物品異動状況報告等について(通知))により、次の内容について周知・徹底を行った。 (1) 物品のうち重要物品について、現品を確認し、物品出納簿と照合の上、決算年度中増減高及び決算年度末現在高を会計管理者に報告すること。</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>-----</p> <p>措置済み</p>

		<p>(2) 物品出納簿に記載したもの（重要物品を除く。）について現品を確認の上、異動状況を会計管理者に報告すること。</p> <p>3 令和2年3月改訂の「徳島県会計事務の手引き」に次の内容について記載し、周知・徹底を行った。</p> <p>(1) 払出しや受入れにより物品の異動があった場合は、物品出納簿の整理を忘れずに行うこと。また、毎年、現品と物品出納簿を照合すること。</p> <p>(2) 物品のうち重要物品について、現品を確認し、物品出納簿と照合の上、毎年異動状況及び決算年度末現在高を会計管理者に報告すること。</p> <p>(3) 備品類及び動物については（重要物品を除く。）、現品を確認し、物品出納簿と照合の上、異動状況を毎年会計管理者に報告すること。</p> <p style="text-align: right;">(管財課, 会計課)</p>	
	<p>上記のとおり、会計事務の手引きでは、売却（棄却）する場合の判断基準は明らかにされているが、その対象となる物品の検出方法が定まっていない。</p> <p>この場合にも、有効な手続として定期的な棚卸し、つまり現物と物品出納簿の突合が考えられる。現品を確認することにより、その使用頻度が判明し、売却（棄却）の判断材料になるであろう。その意味でも、定期的な棚卸しは物品管理には重要な手続だと言える。検討していただきたい。（意見－28）</p>	<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;</p> <p>物品出納簿に記載された備品類については、毎年度末において物品出納員により物品出納簿と現物とを照合した上で、その異動状況を会計管理者に報告しているが、意見の趣旨を踏まえ、物品異動状況報告書を提出する際には、物品出納簿と現物との突合を行うよう各所属に対し通知するとともに、売却（棄却）・保管転換等についての物品出納簿の記載及び亡失等の報告についても会計事務担当職員の研修等で周知・徹底を行う。</p> <p style="text-align: right;">(管財課, 会計課)</p>	<p style="text-align: center;">検討中</p>
		<p>令和3年2月15日に実施した会計事務再チェック全庁研修会及び各所属長宛ての通知文書（令和2年9月11日付け管第585号 物品管理に係る適正な事務の執行について、令和3年3月11日付け会第462号 重要物品異動状況報告等について）により、物品管理に係る適正な事務処理について周知・徹底を行った。</p> <p style="text-align: right;">(管財課, 会計課)</p> <p>&lt;参考：令和2年5月29日公表分&gt;</p> <p>1 令和2年2月19日に実施した会計事務再チェック全庁研修会において、管財課から次の内容について周知・徹底を行った。</p> <p>(1) 毎年必ず物品出納簿と現物との照合を行うこと。</p> <p>(2) 売却（棄却）・保管転換等について、物品出納簿の記載を行うこと。</p> <p>(3) 亡失等したときは必ず報告を行うこと。</p>	<p style="text-align: center;">(その後の取組)</p> <p style="text-align: center;">措置済み</p>

		<p>2 各所属長宛での、通知文書（令和2年3月11日付け会第412号 重要物品異動状況報告等について（通知））により、次の内容について周知・徹底を行った。</p> <p>(1)物品のうち重要物品について、現品を確認し、物品出納簿と照合の上、決算年度中増減高及び決算年度末現在高を会計管理者に報告すること。</p> <p>(2)物品出納簿に記載したもの（重要物品を除く。）について現品を確認の上、異動状況を会計管理者に報告すること。</p> <p>3 令和2年3月改訂の「徳島県会計事務の手引き」に次の内容について記載し、周知・徹底を行った。</p> <p>(1)払出しや受入れにより物品の異動があった場合は、物品出納簿の整理を忘れずに行うこと。また、毎年、現品と物品出納簿を照合すること。</p> <p>(2)物品のうち重要物品について、現品を確認し、物品出納簿と照合の上、毎年異動状況及び決算年度末現在高を会計管理者に報告すること。</p> <p>(3)備品類及び動物については（重要物品を除く。）、現品を確認し、物品出納簿と照合の上、異動状況を毎年会計管理者に報告すること。</p> <p style="text-align: right;">（管財課，会計課）</p>	
		<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;</p> <p>物品出納簿に記載された備品類については、毎年度末において物品出納員により物品出納簿と現物とを照合した上で、その異動状況を会計管理者に報告しているが、意見の趣旨を踏まえ、物品異動状況報告書を提出する際には、物品出納簿と現物との突合を行うよう、各所属に対し通知するとともに、売却（棄却）・保管転換等についての物品出納簿の記載及び亡失等の報告についても会計事務担当職員の研修等で周知・徹底を行う。</p> <p style="text-align: right;">（管財課，会計課）</p>	検討中
	<p>総務省の要請に基づき、「統一的な基準」による財務書類等の作成・公表が平成28年度から実施されることとなった。この財務書類等とは、貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書のことである。</p> <p>このうち、貸借対照表は【資産の部】【負債の部】【純資産の部】に分かれており、【資産の部】はさらに固定資産と流動資産に分かれている。</p> <p>この作成の目的は、財務書類等を「統一的な基準」で</p>	<p>令和3年2月15日に実施した会計事務再チェック全庁研修会及び各所属長宛での通知文書（令和2年9月11日付け管第585号 物品管理に係る適正な事務の執行について、令和3年3月11日付け会第462号 重要物品異動状況報告等について）により、物品管理に係る適正な事務処理について周知・徹底を行った。</p> <p style="text-align: right;">（管財課，会計課）</p> <p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;</p>	（その後の取組）

		<p>作成することにより、他府県との比較が可能となり、ひいては地方自治体の財政状態等の把握・検討・改善に帰することにある。</p> <p>重要物品はこの固定資産に分類され、減価償却後の金額が貸借対照表の【資産の部】(有形固定資産の中の物品)に計上されることになる。したがって、重要物品の管理状況に不備があり、欠落するようなことになれば財務諸表全体の適正性に問題が生じることになる。</p> <p>このように重要物品については、他の物品と比較するとその重要性は高く、その管理方法にも十分注意する必要がある。他県では、重要物品管理簿を作成し、所属コード・物品番号・品名・形状・取得金額・取得日・相手先等を記載することによって、その管理を行っているところもある。</p> <p>今後は、他県の例も参考にしながら適切な管理運営に努めていただきたい。(意見-29)</p>	<p>本県においては、重要物品については物品出納簿にて管理し、年度末において重要物品異動状況報告書により会計管理者に報告する仕組みとなっている。この仕組みにおいては、現物と物品出納簿との確認を適切に実施できていれば、重要物品が欠落するようなことはない。</p> <p>意見の趣旨を踏まえ、財務諸表における重要物品の重要性を再認識し、重要物品を適切に管理するため、現物と物品出納簿との確認を行った上で重要物品異動状況報告書を提出するよう、会計課長通知及び「財務会計だより」により各所属に対し周知徹底を図った。</p> <p>(管財課、会計課)</p>	措置済み
117-120	保健製薬環境センター	<p>物品(重要物品を含む。)</p> <p>物品出納簿は物品を管理する上で、極めて重要な帳票であるため、全ての物品を正確に記載するように努めるべきである。(指摘-4)</p> <p>定期的に物品出納簿と現物との突合を行うことにより、その実在性・正確性を把握し、盗難・紛失等のリスク管理に努めるべきである。確かに物品が多数にのぼることから、毎年全てを突合することは難しいが、周期(例えば3年~5年周期)を各物品ごとに定めた計画を策定し、突合作業を実施すべきである。(指摘-5)</p> <p>10万円未満の物品について作成されている物品リス</p>	<p>物品出納簿への記載については、物品出納簿と現物を突合して確認作業を行い、全ての物品を正確に記載するよう継続して取り組んでいる。</p> <p>(保健製薬環境センター)</p> <p>-----</p> <p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 令和元年7月に物品出納簿と現物との確認作業を行い、物品出納簿を正確に記載した。現物と物品出納簿を照合し現物が確認できないものについては、会計規則等に定められた必要な事務手続を行い、物品出納簿の整備を完了した。</p> <p>(保健製薬環境センター)</p> <p>-----</p> <p>物品の管理については、毎年7月に物品出納簿と現物との突合を行い、盗難・紛失等のリスク管理に継続して取り組んでいる。</p> <p>(保健製薬環境センター)</p> <p>-----</p> <p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 令和元年5月に備品類の管理について内規を定め、物品出納簿と現物との突合を行うこととした。 令和元年度においては7月に物品出納簿と現物との確認作業を行い、盗難・紛失等のリスク管理に努めた。</p> <p>(保健製薬環境センター)</p> <p>購入する全ての物品(備品類)に管理番号を付し、現物に</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p> <p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p> <p>(その後の取組)</p>

<p>トについては、管理番号を付与するとともに、現物にも管理番号の記載されたシールを貼付する（形状、用途等により困難であるものを除く。）ことにより現物確認を効率的に実施できるように努めていただきたい。（意見－30）</p>	<p>も貼付するよう継続して取り組んでいる。 （保健製薬環境センター）</p> <hr/> <p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 今後購入する全ての物品（備品類）に管理番号を付与し、現物にも貼付することとした。 （保健製薬環境センター）</p>	<p>措置済み</p>
<p>重要物品について、使用簿を兼ねた管理簿を作成し、それを所内で共有することにより、使用状況の所内全体としての把握に努めていただきたい。その上で、保管転換・売却・棄却の判断を行うための委員会等を設けることも重要である。なお、管理簿には品目、品名、取得日、取得価額、使用実績、使用者名等を記載することが望ましい。（意見－31）</p>	<p>重要物品の使用状況については、使用状況を記載した管理簿を共有フォルダ内で管理し、情報共有を図っている。 また、不用となった重要物品については、所内会議で廃棄等の処理方法の判断を行っている。 （保健製薬環境センター）</p> <hr/> <p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 重要物品の使用状況については、物品出納簿に使用状況に関する項目を設けた管理簿を新たに作成し、共有フォルダ内で管理することにより、所内で情報共有を図った。その上で、不用となった重要物品については、所長、次長、各担当リーダーが出席する所内会議を設け、保管転換、売却、廃棄等の処理方法の判断を行う。 （保健製薬環境センター）</p>	<p>（その後の取組）</p> <p>措置済み</p>
<p>物品（重要物品を含む。）のうち、使用不可能となったもの、使用していないもので今後使用する見込みのないものについて、グループウェアに登載することにより、その情報を全庁的に共有するとともに、全庁内でも不用となった物品については、県のホームページに登載し、広く県民にもその情報を伝達し、一般競争入札することにより、棄却、売却、保管転換等のより適切な処理方法を検討すべきである。（意見－32）</p>	<p>不用となった物品については、所内会議において廃棄等の処理方法の判断を行い、廃棄以外の物品については、グループウェアに登載し、庁内共有を図っている。 なお、不用となった物品で売却可能なものは、適切に売却している。 （保健製薬環境センター）</p> <hr/> <p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 不用となった物品については、所長、次長、各担当リーダーが出席する所内会議において、保管転換、売却、廃棄等の処理方法の判断を行う。廃棄以外の物品については、グループウェアに登載し、庁内共有を図ることとした。 なお、全庁内でも不用となった物品については、売却可能なものは、適切に売却している。 （保健製薬環境センター）</p>	<p>（その後の取組）</p> <p>措置済み</p>
<p>同一の物品が複数ある場合でも、物品出納簿にはそれぞれ個別に記載するのが望ましい。（意見－33）</p>	<p>物品出納簿には同一物品についても、それぞれ個別に記載するよう継続して取り組んでいる。 （保健製薬環境センター）</p> <hr/> <p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;</p>	<p>（その後の取組）</p>

121-122			<p>風向風速計12式について、一括して物品出納簿に記載していた本件については、個別に記載し直した。</p> <p>同一の物品が複数ある場合の記載については、その一部を廃棄等した場合においても現存量の把握がしやすいよう、物品出納簿にそれぞれ個別に記載する。</p> <p>(保健製薬環境センター)</p>	措置済み
	毒物劇物等(毒物劇物・毒薬劇薬・有害物・危険物)	毒物受払簿の現在高については、可能な限り試薬容器を含む総重量を記載し、定期的に現物との突合を行うことにより、盗難・紛失のリスク管理に努めていただきたい。(意見-34)	<p>毒物受払簿の現在高については、液体試薬等の管理可能な毒物について、試薬容器を含む総重量により管理している。</p> <p>また、リスク管理の点から定期的に現物との突合を行い、正確な在庫管理に継続して取り組んでいる。</p> <p>(保健製薬環境センター)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;</p> <p>毒物受払簿の現在高について、mg, ml等の内容量又は本数で記載していた本件については、令和元年5月1日付けで毒劇物取扱要領等を改正し、液体試薬等の試薬容器を含む総重量で管理可能な毒物については、試薬容器を含む総重量による管理を行うよう改めた。また、定期的に確認を行い、正確な在庫管理を行っている。</p> <p>(保健製薬環境センター)</p>	措置済み
		管理者が使用した場合には、当該管理者以外の者が確認することが望ましい。内部牽制のためにも、今後は注意していただきたい。(意見-35)	<p>管理者が毒劇物を購入・使用する場合には、管理者以外の職員が受払簿の確認を行うことを継続している。</p> <p>(保健製薬環境センター)</p>	(その後の取組)
		<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;</p> <p>令和元年5月1日付けで毒劇物取扱要領等を改正し、管理者が毒劇物を購入・使用する場合には、管理者以外の職員が受払簿の確認を行うよう改めた。</p> <p>(保健製薬環境センター)</p>	措置済み	
123-126	工業技術センター			
	物品(重要物品を含む。)	<p>多数にのぼる物品の現物確認を組織的に効率よく実施するためには、物品出納簿に記載されたIDを、全ての物品(形状、用途等により貼付が困難な物品を除く。)に貼付するとともに、品目別、あるいはフロア別に定期的(例えば3年~5年周期)な突合作業を実施すべきである。(意見-36)</p>	<p>令和元年以降に購入したすべての物品(備品類)にIDを付与及び貼付しており、令和2年度は、これまでに購入した備品について、各担当ごとに12月に突合作業を行い、現物確認を行った。</p> <p>(工業技術センター)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;</p> <p>現物確認を効率的に実施するため、今後購入する全ての物品(備品類)にIDを付与及び貼付するとともに、各担当ごとに定期的(2年周期)な突合作業を実施することとした。</p>	措置済み

			(工業技術センター)	
		物品出納簿に記載を省略した物品について、担当者レベルでの任意の使用簿は作成されていたが、IDが付与されていなかった。今後はIDを付与するとともに、IDを各物品に貼付する(形状、用途等により貼付が困難な物品を除く。)ことにより現物確認を効率的に実施できるように努めていただきたい。(意見-37)	令和元年以降に購入した全ての物品(備品類)にIDを付与及び貼付している。 (工業技術センター)	(その後の取組)
			<参考:令和元年9月30日公表分> 現物確認を効率的に実施するため、今後購入する全ての物品(備品類)にIDを付与及び貼付することとした。 (工業技術センター)	措置済み
		使用簿のない重要物品については、有料開放の試験研究機器も含めた全体の使用簿を兼ねた管理簿を作成し、所内定例会議での参考資料にすれば、より一層の情報共有、意見交換ができるのではないだろうか。なお、管理簿には、品目、品名、取得日、取得価額、使用実績、使用者名等を記載することが望ましい。(意見-38)	使用簿のない重要物品については、使用簿を兼ねた管理簿を作成しており、使用状況について所内で情報共有を図っている。 (工業技術センター)	(その後の取組)
			<参考:令和元年9月30日公表分> 使用簿のない重要物品については、使用簿を兼ねた管理簿を作成し、その使用状況について所内で情報共有を図った。 (工業技術センター)	措置済み
		物品(重要物品を含む。)のうち、使用不可能となったもの、使用していないもので今後使用する見込みのないものについて、グループウェアに登載することにより、その情報を全庁的に共有し、保管転換による有効活用方を検討すべきである。(意見-39)	工業技術センターが保有する不用な機器の処分の検討にあたり、令和元年10月以降グループウェア及び工業技術センターホームページに掲載し、全庁的に共有するとともに需要調査を行った。その結果、3機種については購入希望者があり売却した。 (工業技術センター)	(その後の取組)
			<参考:令和元年9月30日公表分> 工業技術センターが保有する不用な機器の処分の検討にあたり、令和元年7月22日から29日まで工業技術センターホームページに掲載し需要調査を行った結果、当該機器に対して購入希望者が存在せず、需要がないことを確認した。 今後、使用する見込みのない物品については、グループウェアに登載することにより、その情報を全庁的に共有する。 (工業技術センター)	措置済み
126-129	毒物劇物等(毒物劇物・毒薬劇薬・有害物・危険物)	工業技術センターでは、薬品管理システムにより、その管理は適正に行われているが、当該システムへの入力データの原始記録の記載には十分注意する必要がある。原始記録の記載について、現状の鉛筆書きでは書き換えのおそれがあり管理上好ましくないため、ボールペン等の書き換えのできないもので記載すべきである。(意見-40)	薬品管理システムの原始記録の記載については、書換えのできないボールペン等を使用しており、定期的(四半期ごと)に確認作業を行っている。 (工業技術センター)	(その後の取組)
			<参考:令和元年9月30日公表分> 令和元年7月1日付けで工業技術センター劇毒物等取扱マ	措置済み

			<p>ニュアルを改正し、原始記録の記載については、書換えのできないボールペン等を使用することとした。 (工業技術センター)</p>	
		<p>毒物の現在高については、在庫量から使用量を差し引くことにより算定しているが、今後は可能な限り試薬容器を含む総重量で記録することにより、定期的に現在高について確認し、適正な在庫管理に努められたい。(意見-41)</p>	<p>毒物の受払簿については、試薬容器を含む総重量で記録しており、定期的(四半期ごと)に現在高の確認を行っている。 (工業技術センター)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 令和元年7月1日付けで工業技術センター劇毒物等取扱マニュアルを改正し、毒物の受払簿については、試薬容器を含む総重量で記録し、現在高についても定期的に確認することとした。 (工業技術センター)</p>	措置済み
	農林水産総合技術支援センター経営研究課			
130-135	物品(重要物品を含む。)	<p>平成25年の統合以降、毎月開催している課長会議で、物品の整理整頓に努めるよう取り組んでいるとのことであるが、現在のところ物品出納簿が整理されているとは認めがたい。特に統合以前の物品については、その存在が確認できないものがある。早急に物品出納簿の整備をする必要がある。(指摘-6)</p>	<p>物品出納簿については、定期的(第4四半期)に現物との突合を行い、整備している。 (農林水産総合技術支援センター経営研究課)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 過去の物品購入決議簿や物品棄却調書等を参照し、物品出納簿と物品の突合作業を徹底的に実施した。特に統合以前の物品については、現物と物品出納簿を照合し、現物が確認できないものについては、会計規則等に定められた必要な事務手続を行い、平成31年3月に物品出納簿の整備を完了した。 (農林水産総合技術支援センター経営研究課)</p>	措置済み
		<p>重要物品については、自治体の財務諸表を構成する貸借対照表において、固定資産として計上されることになっている。したがってその存在については、他の物品に比べ重要性は高く、物品出納簿に記載されているにもかかわらず現物が存在しないということになると、貸借対照表が適正に作成されていると言いはれない。 今回の調査で判明した存在しない重要物品については、早急に管財課へ通知するとともに、他にも同様の重要物品がないかどうか調査しなければならない。(指摘-7)</p>	<p>重要物品については、定期的(第4四半期)に物品出納簿と現物との突合を行い、その状況を備品管理台帳に記載した上で、重要物品異動状況報告書により会計課へ報告している。 (農林水産総合技術支援センター経営研究課)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 物品出納簿に記載されているが現物が確認できない重要物品の内、平成25年3月に不用品として処分していた物品20件については、事実関係を確認した上で管財課に棄却を通知し、平成31年3月に棄却承認された。また、平成25年に棄却手続きを行っていた8件については、物品出納簿から除却した。 過去の物品購入決議簿、物品棄却調書等を参照し、物品出納簿と物品の突合作業を徹底的に実施し、ほかに同様の重要物品がないことを確認した。</p>	措置済み

	(農林水産総合技術支援センター経営研究課)	
定期的に物品出納簿と現物との突合を行うことにより、その実在性・正確性を把握し、盗難・紛失等のリスク管理に努めるべきである。確かに、重要物品を含め物品が多数にのぼることから、毎年全てを突合することは難しいが、周期(例えば3年～5年周期)を各物品ごとに定めた計画を策定し、突合作業を実施すべきである。(指摘-8)	定期的(第4四半期)に物品出納簿と現物との突合を行い、その状況を備品管理台帳に記載している。 (農林水産総合技術支援センター経営研究課) ----- <参考:令和元年9月30日公表分> 平成31年3月に物品出納簿と現物との突合を行った上で、令和元年7月に物品の管理番号及び設置場所等を記載した写真付きの備品管理台帳を新たに作成した。 今後は、定期的(第4四半期)に現物との突合を行い、その状況を備品管理台帳に記載する。 (農林水産総合技術支援センター経営研究課)	(その後の取組)  <b>措置済み</b>
寄附を受けた物品で物品出納簿に記載のないものについては、速やかに寄附手続を行い、物品出納簿への記載を行うべきである。(指摘-9)	令和元年度及び令和2年度に寄附を受けた物品については、会計規則に基づき、必要な手続きを適切に行った。 (農林水産総合技術支援センター経営研究課) ----- <参考:令和元年9月30日公表分> 寄附を受けた物品で物品出納簿に記載のないものについては、平成31年2月に会計規則等に定められた必要な事務手続を行い、物品出納簿に記載した。 また、寄附を受けた物品に関する手続について、改めて職員への周知徹底を図った。 (農林水産総合技術支援センター経営研究課)	(その後の取組)  <b>措置済み</b>
物品出納簿に記載を省略した物品について、管理番号を付与した管理簿を作成するとともに、現物にも管理番号の記載されたシールを貼付する(形状、用途等により困難であるものを除く。)ことにより現物確認を効率的に実施できるように努めていただきたい。(意見-42)	平成30年度までに取得し、物品出納簿に記載を省略した物品については、管理番号を付与した物品管理簿に記載するとともに、現物にも管理番号を記載したシールを貼付している。 (農林水産総合技術支援センター経営研究課) ----- <参考:令和元年9月30日公表分> 現物確認を効率的に行うため、物品出納簿に記載を省略した物品については、令和元年7月に、管理番号付与した物品管理簿を新たに作成し、現物にも管理番号を記載したシールを貼付した。 (農林水産総合技術支援センター経営研究課)	(その後の取組)  <b>措置済み</b>
重要物品については、使用簿を兼ねた管理簿を作る必要がある。管理簿には、品目・品名のほか、備品番号、取得日・取得価額、使用回数・最終使用年月日等を記載し、その使用状況を適切に把握することにより、更新計画の策定に役立てていただきたい。	使用簿を兼ねた管理簿には管理番号、取得日のほか、取得価格、使用日時、使用時間、使用者名、修繕記録等を記載してその使用及び管理状況を把握するとともに、それに基づき、計画的な備品更新を行っている。 (農林水産総合技術支援センター経営研究課)	(その後の取組)

135-136		<p>現在、農林水産総合技術支援センターでは研究記録に記載されたデータや試験結果を基に、重要物品の使用状況を把握しているが、管理簿を作成し、それを保管することにより、より適切かつタイムリーな情報が得られることになる。(意見-43)</p>	<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 令和元年8月に、使用簿のない作業機器、分析用機器等の重要物品について、使用簿を兼ねた管理簿を新たに作成した。管理簿には管理番号、取得日のほか、取得価格、使用日時、使用時間、使用者名、修繕記録等を記載し、今後は、その使用及び管理状況を把握するとともに、計画的な備品更新を行う。 (農林水産総合技術支援センター経営研究課)</p>	措置済み
		<p>物品（重要物品を含む。）のうち、使用不可能となったもの、使用していないもので今後使用する見込みのないものについて、グループウェアに登載することにより、その情報を全庁的に共有するとともに、全庁内でも不用となった物品については、県のホームページに登載し、広く県民にもその情報を伝達し、一般競争入札することにより、棄却、売却、保管転換等のより適切な処理方法を検討すべきである。(意見-44)</p>	<p>不用となった消耗品やイス、OA機器などは、グループウェアに登載することにより、庁内共有している。研究機器や農業機械等の物品についても、他の研究機関や指導機関への照会を行うとともに、グループウェアに登載し、庁内共有を図っている。 なお、全庁内でも不用となった物品については、売却可能なものは、適切に売却している。 (農林水産総合技術支援センター経営研究課)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 不用となった消耗品やイス、OA機器などは、グループウェアに登載することにより、庁内共有している。研究機器や農業機械等の物品についても、他の研究機関や指導機関への照会を行うとともに、グループウェアに登載し、庁内共有を図ることとした。 なお、全庁内でも不用となった物品については、売却可能なものは、適切に売却している。 (農林水産総合技術支援センター経営研究課)</p>	措置済み
		<p>物品異動状況報告書には、品名及び品質規格を正確に記載し、物品出納簿との突合作業をスムーズに行うことが望ましい。(意見-45)</p>	<p>令和元年度以降も物品異動状況報告書に品名及び品質規格等を正確に記載した上で報告を行っている。 (農林水産総合技術支援センター経営研究課)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 平成30年度における物品異動状況報告書については、品名及び品質規格等を正確に記載した上で報告を行った。 (農林水産総合技術支援センター経営研究課)</p>	措置済み
		<p>毒物劇物等（毒物劇物・毒薬劇薬・有害物・危険物）</p>	<p>受払簿について、管理総括者及び管理責任者の押印は、月締めというルールはあるが、受入時、使用時等には管理責任者の押印を必ず受領することにより、内部牽制機能を強化すべきである。(指摘-10)</p>	<p>毒劇物の受払簿については、受入時及び使用時に管理責任者が確認を行い、押印している。また、管理責任者不在の場合には、あらかじめ所属長が指名した代理者が確認を行う等、管理を徹底している。 (農林水産総合技術支援センター経営研究課)</p>

			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;  平成31年4月1日付けで農林水産総合技術支援センター毒劇物等及び国際規制物資取扱要領を改正し、毒劇物の受入時及び使用時に管理責任者が確認を行い、押印するよう改めた。また、管理責任者不在の場合にも対応できるよう、あらかじめ所属長が指名した代理者が確認を行う等、管理を徹底した。  (農林水産総合技術支援センター経営研究課)</p>	措置済み	
		使用後の毒劇物については、直ちに返却し管理しなければならない。(指摘-11)	<p>盗難・紛失防止のため、使用後の毒劇物は直ちに保管庫へ戻している。また、管理責任者が定期的に収納状況を確認している。  (農林水産総合技術支援センター経営研究課)</p>	(その後の取組)	
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;  盗難・紛失防止のため、使用後の毒劇物は直ちに保管庫へ戻すよう周知徹底を図った。今後は、管理責任者が定期的に収納状況を確認する。  (農林水産総合技術支援センター経営研究課)</p>	措置済み	
		毒物受払簿の現在高については、容器の本数ではなく、可能な限り試薬容器を含む総重量で記載することにより、定期的に現在高について確認し、正確な在庫管理に努められたい。(意見-46)	<p>毒物受払簿の現在高は、特殊なものを除き試薬容器を含む総重量で記載し、正確な在庫管理を行っている。  また、薬品庫の扉及び庫内に毒劇物の計量・記入について記載した貼り紙をして注意喚起を図っている。  (農林水産総合技術支援センター経営研究課)</p>	(その後の取組)	
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;  平成31年4月1日付けで農林水産総合技術支援センター毒劇物等及び国際規制物資取扱要領を改正し、受払簿の様式を変更した。毒物の現在高は、特殊なものを除き試薬容器を含む総重量で記載し、正確な在庫管理を行っている。  また、薬品庫の扉及び庫内に毒劇物の計量・記入について記載した貼り紙をし、注意喚起を図った。  (農林水産総合技術支援センター経営研究課)</p>	措置済み	
137-141	農林水産総合技術支援センター畜産研究課	物品(重要物品を含む。)	<p>現段階では、物品出納簿が完全な状態になっているとは言えない状況である。物品出納簿は物品を管理する上で、極めて重要な帳票であるため、全ての物品を正確に記載するように努めるべきである。特に、旧の備品台帳の記載内容について、現物との突合作業を実施する必要がある。(指摘-12)</p>	<p>物品出納簿については、定期的(第4四半期)に現物との突合を行い、整備している。  (農林水産総合技術支援センター畜産研究課)</p>	(その後の取組)
				<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;  平成31年3月に旧の備品台帳の記載内容を含め、過去の物品購入決議簿や物品棄却調書等を参照し、物品出納簿と現</p>	措置済み

	<p>物との突合作業を徹底的に実施した。その際、機能的には同じ物品でありながら、異なる分類項目に記載しているものが多数確認されたことから、同一分類に修正した。</p> <p>また、現物と物品出納簿を照合し、現物が確認できないものについては会計規則等に定められた必要な事務手続を行い、物品出納簿の整備を完了した。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター畜産研究課)</p>	
<p>重要物品については、自治体の財務諸表を構成する貸借対照表において、固定資産として計上されることになっている。したがってその存在については、他の物品に比べ重要性は高く、物品出納簿に記載されているにもかかわらず現物が存在しないということになると、貸借対照表が適正に作成されているとは言い難い。</p> <p>今回の調査で判明した存在しない重要物品については、早急に管財課へ通知するとともに、他にも同様の重要物品がないかどうか調査しなければならない。(指摘-13)</p>	<p>重要物品については、定期的(第4四半期)に物品出納簿と現物との突合を行い、その状況を備品管理台帳に記載している。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター畜産研究課)</p>	(その後の取組)
	<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;</p> <p>物品出納簿に記載されているが現物が確認できない重要物品で、平成26年10月に不用品として処分していた物品2件については、事実関係を確認の上、管財課に棄却を通知し、平成31年3月に棄却承認された。物品出納簿に記載漏れのあった4件と合わせて物品出納簿を整理した。</p> <p>また、過去の物品購入決議簿や物品棄却調書等を参照し、物品出納簿と物品の突合作業を徹底的に実施し、ほかに同様の重要物品がないことを確認した。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター畜産研究課)</p>	措置済み
<p>定期的に物品出納簿と現物との突合を行うことにより、その実在性・正確性を把握し、盗難・紛失等のリスク管理に努めるべきである。確かに、重要物品を含め物品が多数にのぼることから、毎年全てを突合することは難しいが、周期(例えば3年～5年周期)を各物品ごとに定めた計画を策定し、突合作業を実施すべきである。(指摘-14)</p>	<p>定期的(第4四半期)に物品出納簿と現物との突合を行い、その状況を備品管理台帳に記載している。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター畜産研究課)</p>	(その後の取組)
	<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;</p> <p>平成31年3月に物品出納簿と現物との突合を行った上で、物品の管理番号及び設置場所等を記載した写真付きの備品管理台帳を新たに作成した。</p> <p>今後は、定期的(第4四半期)に現物との突合を行い、その状況を管理簿に記載する。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター畜産研究課)</p>	措置済み
<p>物品異動状況報告書への記載漏れを避けるために、そのチェック体制を強化し、作成した物品異動状況報告書と物品出納簿との確認作業を徹底すべきである。(指摘-15)</p>	<p>令和2年5月においても、物品出納簿と報告書の内容について記載漏れがないことを確認した。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター畜産研究課)</p>	(その後の取組)
	<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;</p> <p>物品異動状況報告書に記載漏れの1件については、直ちに会計管理者に報告を行った。</p> <p>また、令和元年5月に提出した報告書においては、物品出</p>	措置済み

	<p>納簿と報告書の内容について記載漏れのないことを確認した。        今後は、物品を購入・使用する研究員、総務担当者及び副課長による確認を徹底する。        (農林水産総合技術支援センター畜産研究課)</p>	
<p>重要物品については、使用簿を兼ねた管理簿を作る必要がある。管理簿には、品目・品名のほか、備品番号、取得日・取得価額、使用回数・最終使用年月日等を記載し、その使用状況を適切に把握することにより、更新計画の策定に役立てていただきたい。(意見-47)</p>	<p>計画的な備品更新のため、重要物品の管理簿により、その使用及び管理状況を把握している。        (農林水産総合技術支援センター畜産研究課)</p> <p>-----</p> <p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;        令和元年5月に作業機器、分析用機器等の重要物品について、使用簿を兼ねた管理簿を新たに作成した。管理簿には管理番号、取得日のほか、取得価格、使用日時、使用時間、使用者名、修繕記録等を記載し、その使用及び管理状況を把握するとともに、計画的な備品更新を行う。        (農林水産総合技術支援センター畜産研究課)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p>
<p>物品(重要物品を含む。)のうち、使用不可能となったもの、使用していないもので今後使用する見込みのないものについて、グループウェアに登載することにより、その情報を全庁的に共有するとともに、全庁内でも不用となった物品については、県のホームページに登載し、広く県民にもその情報を伝達し、一般競争入札することにより、棄却、売却、保管転換等のより適切な処理方法を検討すべきである。(意見-48)</p>	<p>不用となった事務機器や消耗品については、グループウェアに登載し、庁内共有を行っている。        (農林水産総合技術支援センター畜産研究課)</p> <p>-----</p> <p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;        不用となった消耗品やイス、OA機器などは、グループウェアに登載することにより、庁内共有している。        研究機器や農業機械等の物品についても、他の研究機関や指導機関への照会を行うとともに、グループウェアに登載し、庁内共有を図ることとした。        なお、全庁内でも不用となった物品については、売却可能なものは、適切に売却している。        (農林水産総合技術支援センター畜産研究課)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p>
<p>物品出納簿に記載を省略した物品について、管理番号を付与した管理簿を作成するとともに、現物にも管理番号の記載されたシールを貼付する(形状、用途等により困難であるものを除く。)ことにより現物確認を効率的に実施できるように努めていただきたい。(意見-49)</p>	<p>平成30年度までに取得し、物品出納簿に記載を省略した物品については、管理番号を付与した物品管理簿に記載するとともに、現物にも管理番号を記載したシールを貼付している。        (農林水産総合技術支援センター畜産研究課)</p> <p>-----</p> <p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;        現物確認を効率的に行うため、令和元年5月に、物品出納簿に記載を省略した物品について、管理番号を付与した物品管理簿を新たに作成し、現物にも管理番号を記載したシールを貼付した。        (農林水産総合技術支援センター畜産研究課)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p>

141-143	毒物劇物等（毒物劇物・毒薬劇薬・有害物・危険物）	<p>一部の保管庫で転倒防止対策のできていないものがあったことから、地震が発生した場合に備え、全ての保管庫に転倒防止を施すなど、リスク管理に努めなければならない。（指摘－16）</p>	<p>全ての毒物劇物保管庫に転倒防止金具を装着し、転倒防止対策を行っている。 （農林水産総合技術支援センター畜産研究課）</p>	（その後の取組）
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 平成31年4月に全ての毒物劇物保管庫に転倒防止金具を装着するなど、転倒防止対策を行った。 （農林水産総合技術支援センター畜産研究課）</p>	措置済み
		<p>受払簿（毒劇物取扱管理表）について、押印欄を作成し、受入時、使用時等には管理責任者の押印を必ず受領することにより、内部牽制機能を強化すべきである。（指摘－17）</p>	<p>毒劇物の受払簿については、受入時及び使用時に管理責任者が確認を行い、押印している。また、管理責任者不在の場合には、あらかじめ所属長が指名した代理者が確認を行う等、管理を徹底している。 （農林水産総合技術支援センター畜産研究課）</p>	（その後の取組）
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 平成31年4月1日付けで農林水産総合技術支援センター毒劇物等及び国際規制物資取扱要領を改正し、毒劇物の受入時及び使用時に管理責任者が確認を行い、押印するよう改めた。また、管理責任者不在の場合にも対応できるよう、あらかじめ所属長が指名した代理者が確認を行う等、管理を徹底した。 （農林水産総合技術支援センター畜産研究課）</p>	措置済み
	<p>受払簿（毒劇物取扱管理表）の現在高については、ml又は本数で記載するのではなく、可能な限り試薬容器を含む総重量で記載することにより、定期的に現在高について確認し、正確な在庫管理に努められたい。（意見－50）</p>	<p>毒物受払簿の現在高は、特殊なものを除き試薬容器を含む総重量で記載し、正確な在庫管理を行っている。 また、薬品庫の扉及び庫内に毒劇物の計量・記入について記載した貼り紙をして注意喚起を図っている。 （農林水産総合技術支援センター畜産研究課）</p>	（その後の取組）	
		<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 平成31年4月1日付けで農林水産総合技術支援センター毒劇物等及び国際規制物資取扱要領を改正し、受払簿の様式を変更した。毒物の現在高は、特殊なものを除き試薬容器を含む総重量で記載し、正確な在庫管理を行っている。 また、薬品庫の扉及び庫内に毒劇物の計量・記入について記載した貼り紙をし、注意喚起を図った。 （農林水産総合技術支援センター畜産研究課）</p>	措置済み	
	<p>毒劇物等の収納場所は、受払簿（毒劇物取扱管理表）で正確に管理するとともに、定期的な実査を行い、収納状況を適切に確認しなければならない。（意見－51）</p>	<p>毒劇物の収納場所については受払簿に正確に記載している。また、毒劇物を適切に管理するとともに、管理責任者と取扱者が定期的に収納状況を確認している。 （農林水産総合技術支援センター畜産研究課）</p>	（その後の取組）	

			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;  毒劇物の収納場所については受払簿に正確に記載した。また、毒劇物を適切に管理するとともに、管理責任者と取扱者が定期的に収納状況を確認する。  (農林水産総合技術支援センター畜産研究課)</p>	措置済み
144-148	農林水産総合技術支援センター水産研究課			
	物品（重要物品を含む。）	<p>現段階では、物品出納簿が完全な状態になっているとは言えない状況である。物品出納簿は物品を管理する上で、極めて重要な帳票であるため、全ての物品を正確に記載するように努めるべきである。(指摘-18)</p>	<p>物品出納簿については、定期的（第4四半期）に現物との突合を行い、整備している。  (農林水産総合技術支援センター水産研究課)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;  全ての物品と物品出納簿との突合を行い物品出納簿に正確に記載した。現物と物品出納簿を照合し現物が確認できないものについては、会計規則等に定められた必要な事務手続を行い、平成31年3月に物品出納簿の整備を完了した。  また、同年4月に外部監査の指摘を踏まえて、課内会議を開催し、適正な物品の管理について周知徹底を図った。  (農林水産総合技術支援センター水産研究課)</p>	措置済み
		<p>定期的に物品出納簿と現物との突合を行うことにより、その実在性・正確性を把握し、盗難・紛失等のリスク管理に努めるべきである。確かに物品が多数にのぼることから、毎年全てを突合することは難しいが、周期（例えば3年～5年周期）を各物品ごとに定めた計画を策定し、突合作業を実施すべきである。(指摘-19)</p>	<p>定期的（第4四半期）に物品出納簿と現物との突合を行い、その状況を備品管理台帳に記載している。  (農林水産総合技術支援センター水産研究課)</p>	(その後の取組)
		<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;  平成31年3月に物品出納簿と現物との突合を行った上で、同年4月に物品の管理番号及び設置場所等を記載した写真付きの備品管理台帳を新たに作成した。  今後は、定期的（第4四半期）に現物との突合を行い、その状況を管理簿に記載する。  (農林水産総合技術支援センター水産研究課)</p>	措置済み	
	<p>物品異動状況報告書と重要物品異動報告書との重複を避けるために、そのチェック体制を強化するとともに、重要物品異動報告書への記載漏れがないよう厳重な注意を払うべきである。(指摘-20)</p>	<p>重要物品異動状況報告書の記載内容については、物品を使用する担当者と管理者の複数名によるチェックを行っている。  (農林水産総合技術支援センター水産研究課)</p>	(その後の取組)	
		<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;  平成29年度の物品異動状況報告における重複及び重要物品異動状況報告書の記載漏れについては直ちに是正し、会計管理者に報告を行った。  平成31年4月に提出した重要物品異動状況報告書及び令和元年5月に提出した物品異動状況報告書においては、物品出納簿と報告書の内容について記載漏れのないこと及び重複</p>	措置済み	

	<p>のないことを確認した上で報告を行った。 報告書については、物品を使用する担当者と管理者の複数名によるチェックを行う。 (農林水産総合技術支援センター水産研究課)</p>	
<p>重要物品については、使用簿を兼ねた管理簿を作る必要がある。管理簿には、品目・品名のほか、備品番号、取得日・取得価額、使用回数・最終使用年月日等を記載し、その使用状況を適切に把握することにより、更新計画の策定に役立てていただきたい。(意見-52)</p>	<p>計画的な備品更新のため、重要物品の管理簿により、その使用及び管理状況を把握している。 (農林水産総合技術支援センター水産研究課)</p> <p>-----</p> <p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 令和元年8月に作業機器、分析用機器等の重要物品について、使用簿を兼ねた管理簿を新たに作成した。管理簿には管理番号、取得日のほか、取得価格、使用日時、使用時間、使用者名、修繕記録等を記載し、その使用及び管理状況を把握するとともに、計画的な備品更新を行う。 (農林水産総合技術支援センター水産研究課)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p>
<p>物品（重要物品を含む。）のうち、使用不可能となったもの、使用していないもので今後使用する見込みのないものについて、グループウェアに登載することにより、その情報を全庁的に共有するとともに、全庁内でも不用となった物品については、県のホームページに登載し、広く県民にもその情報を伝達し、一般競争入札することにより、棄却、売却、保管転換等のより適切な処理方法を検討すべきである。(意見-53)</p>	<p>不用となった物品を譲渡する情報を、グループウェアに登載し、全庁的に周知するとともに、全庁内でも不用となった物品のうち、売却可能なものは、適切に売却することとしている。 (農林水産総合技術支援センター水産研究課)</p> <p>-----</p> <p>&lt;参考：令和2年5月29日公表分&gt; 今後、不用となった物品が生じた際には、グループウェアに登載する等の全庁的に共有を図るとともに、全庁内でも不用となった物品のうち売却可能なものについては、適切に売却する予定である。 (農林水産総合技術支援センター水産研究課)</p> <p>-----</p> <p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 不用となった消耗品やイス、OA機器などは、グループウェアに登載することにより、庁内共有している。 研究機器や農業機械等の物品についても、他の研究機関や指導機関への照会を行うとともに、グループウェアに登載し、庁内共有を図ることとした。 なお、全庁内でも不用となった物品については、関係部局と協議の上、処理する。 (農林水産総合技術支援センター水産研究課)</p>	<p>措置済み</p> <p>措置予定</p> <p>検討中</p>
<p>物品出納簿に記載を省略した物品について、購入時の一覧表に管理番号を付与するとともに、現物にも管理番号の記載されたシールを貼付する（形状、用途等により困難であるものを除く。）ことにより現物確認を効率的</p>	<p>平成30年度までに取得し、物品出納簿に記載を省略した物品については、管理番号を付与した物品管理簿に記載するとともに、現物にも管理番号を記載したシールを貼付している。</p>	<p>(その後の取組)</p>

148-150		に実施できるように努めていただきたい。(意見-54)	(農林水産総合技術支援センター水産研究課)	
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;  現物確認を効率的に行うため、令和元年8月に物品出納簿に記載を省略した物品について、管理番号を付与した物品管理簿を新たに作成し、現物にも管理番号を記載したシールを貼付した。</p> (農林水産総合技術支援センター水産研究課)	措置済み
	毒物劇物等(毒物劇物・毒薬劇薬・有害物・危険物)	取扱要領第5条第3項に、「取扱者は、毒劇物等の購入、使用及び廃棄に際しては、残量がわかるよう受払簿等により管理しなければならない。」と規定されていることから、毒劇物等の受払簿は適正に作成しなければならない。鳴門庁舎の受払簿には現在のところ残量の記載がなく、適正な受払簿が作成されているとは言えない。鳴門庁舎は早急に適正な受払簿を作成し毒劇物の管理に努めなければならない。(指摘-21)	<p>毒物受払簿の現在高は、特殊なものを除き試薬容器を含む総重量で記載し、正確な在庫管理を行っている。</p> また、薬品庫の扉及び庫内に毒劇物の計量・記入について記載した貼り紙をし、注意喚起を図っている。 (農林水産総合技術支援センター水産研究課)	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;  平成31年4月1日付けで農林水産総合技術支援センター毒劇物等及び国際規制物資取扱要領を改正し、受払簿の様式を変更した。毒物の現在高は、特殊なものを除き試薬容器を含む総重量で記載し、正確な在庫管理を行っている。</p> また、薬品庫の扉及び庫内に毒劇物の計量・記入について記載した貼り紙をし、注意喚起を図った。 (農林水産総合技術支援センター水産研究課)	措置済み
		取扱要領第5条第2項に、「保管庫の鍵は、管理責任者が管理する。」と規定されていることから、鳴門庁舎は今後保管庫の鍵の管理を適正に行う必要がある。薬品庫の鍵は、管理責任者が責任を持って管理しなければならない。(指摘-22)	<p>薬品庫の鍵は管理責任者が管理し、使用者に対して管理責任者が薬品庫の鍵を渡すよう、取扱要領に従って管理している。</p> (農林水産総合技術支援センター水産研究課)	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;  毒劇物を適切に管理するため、薬品庫の鍵は管理責任者が管理し、薬品使用の申し出を受けて管理責任者が薬品庫の鍵を渡すよう、取扱要領に従って管理することとした。</p> また、薬品庫の扉及び庫内に、薬品管理について記載した貼り紙をし、注意喚起を図った。 (農林水産総合技術支援センター水産研究課)	措置済み
		鳴門庁舎及び美波庁舎ともに、毒劇物等受払簿に押印欄を作成し、受入時、使用時等には管理責任者の押印を必ず受領することにより、内部牽制機能を強化すべきである。(指摘-23)	<p>毒劇物の受払簿については、受入時及び使用時に管理責任者が確認を行い、押印している。また、管理責任者不在の場合には、あらかじめ所属長が指名した代理者が確認を行う等、管理を徹底している。</p> (農林水産総合技術支援センター水産研究課)	(その後の取組)
			<参考：令和元年9月30日公表分>	

			<p>平成31年4月1日付けで農林水産総合技術支援センター毒劇物等及び国際規制物資取扱要領を改正し、毒劇物の受入時及び使用時に管理責任者が確認を行い、押印するよう改めた。また、管理責任者不在の場合にも対応できるよう、あらかじめ所属長が指名した代理者が確認を行う等、管理を徹底した。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター水産研究課)</p>	措置済み
		<p>鳴門庁舎及び美波庁舎ともに、毒劇物等受払簿の現在高については、可能な限り計量器を用いた正確な数値(試薬容器を含む総重量)を記載することにより、定期的に現在高について確認し、適正な在庫管理に努められたい。(意見-55)</p>	<p>農林水産総合技術支援センター毒劇物等及び国際規制物資取扱要領に基づく毒劇物の管理を徹底し、毒物受払簿の現在高は、特殊なものを除き試薬容器を含む総重量で記載し、正確な在庫管理を行っている。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター水産研究課)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 平成31年4月1日付けで農林水産総合技術支援センター毒劇物等及び国際規制物資取扱要領を改正し、受払簿の様式を変更した。毒物の現在高は、特殊なものを除き試薬容器を含む総重量で記載し、正確な在庫管理を行っている。</p> <p>また、薬品庫の扉及び庫内に毒劇物の計量・記入について記載した貼り紙をし、注意喚起を図った。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター水産研究課)</p>	措置済み
		<p>美波庁舎において、劇物の保管は、施錠できる薬品庫内に置くとともに専用の保管庫に収納するように努められたい。(意見-56)</p>	<p>劇物の保管は、施錠できる薬品庫内に置くとともに専用の保管庫に収納している。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター水産研究課)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 令和元年度において毒劇物を収容できるサイズの新しい保管庫を購入し、劇物を施錠して収納している。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター水産研究課)</p>	措置済み
151-152	全庁(終わりに)			
	物品出納簿	<p>物品出納簿の「現在高」には、品名ごとに記載するのではなく物品ごとに記載すべきであり、また異動した場合には当初取得した物品の行に「払高」として記載し、当該物品の「現在高」を「受高」から差し引く形で記載しなければならない。その場合、異動年月日の記載が必要であるとともに、備考欄にはその異動状況を記載しなければならないことは言うまでもない。</p> <p>この物品出納簿の記載方法の変更は全庁的に実施しなければならず、予算面も考慮しなければならない問題ではあるが、是非とも検討していただきたい。(意見-5</p>	<p>全庁的に利用できる物品管理システムを構築し、物品出納簿に登載された物品は品目ごとに整理番号を付与し、物品が異動した場合には整理番号で管理できるよう改善した。令和3年度中に会計規則の改正を行う予定である。</p> <p>(管財課)</p>	措置中
			<p>&lt;参考：令和2年5月29日公表分&gt; 物品出納簿の記載方法の変更については、物品出納簿への管理番号の付与と合わせ、物品管理システムの改修と会計規則の改正を行い、令和2年度中に運用開始予定である。</p>	措置予定

152		7)	<p>また、既存の物品管理システムの有効活用と物品管理事務の効率化に向け、すべての所属が使用できテレワークにも対応できる物品管理システムを目指し、既存システムのウェブ化の検討に着手した。</p> <p>(管財課)</p>	
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; ご意見のとおり物品出納簿の記載方法を変更するには、物品管理システムの抜本的な改修が必要であり、今後の検討課題としたい。</p> <p>(管財課)</p>	検討中
152	使用不能・1年以上使用していない物品	<p>当該物品については、その情報をグループウェアに登載し、全庁的に情報共有することにより保管転換等の適切な処理に努めていただきたい。</p> <p>また、全庁内でも不用となった物品については、ホームページに登載し、一般競争入札をした場合、広く県民にもその情報が伝達されることになり、売却等の処理方法も可能となってくるのではないだろうか。使用不能となった物品でも、その部品を売却することができるという可能性を検討していただきたい。(意見ー58)</p>	<p>引き続き、所属で不用になった物品については、物品管理権者においてその情報をグループウェアに登載し、全庁的に情報共有することにより保管転換等の適切な処理に努めている。</p> <p>また、使用不能となった物品も含め、不用となった物品については、売却可能なものは、適切に売却している。</p> <p>(管財課)</p>	(その後の取組)
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 所属で不用になった物品については、物品管理権者においてその情報をグループウェアに登載し、全庁的に情報共有することにより保管転換等の適切な処理に努めている。</p> <p>また、使用不能となった物品も含め、不用となった物品については、売却可能なものは、適切に売却している。</p> <p>(管財課)</p>	措置済み
152-154	物品の購入・管理作業の煩雑性	<p>物品の調達、管理及び処分の事務を省力化、効率化し、より正確な事務が執行できるようにするため、情報を一元管理できるようにすべきである。物品の調達から処分まで全ての所属が使用できる物品管理システムを開発する必要があるのではないか。</p> <p>更にいえば、公有財産等管理システム、財務会計システムとも連携して相互にデータを利用できる物品管理システムを目指すべきである。(意見ー59)</p>	<p>物品の調達から処分まで全ての所属が使用できる物品管理システムを構築した。令和3年度中に会計規則の改正を行う予定である。</p> <p>(管財課)</p>	措置中
			<p>&lt;参考：令和2年5月29日公表分&gt; 既存の物品管理システムの有効活用と物品管理事務の効率化に向け、すべての所属が使用できテレワークにも対応できる物品管理システムを目指し、既存システムのウェブ化の検討に着手した。</p> <p>なお、他のシステムとの連携については、そのあり方、実現可能性、費用対効果も含め併せて検討し、方針を決定する予定である。</p> <p>(管財課)</p>	検討中
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;</p>	

			<p>物品の取得から処分まで一元管理ができる物品管理システムとするには、システムの抜本的な改修が必要であり、今後の検討課題としたい。また、他のシステムとの連携にどのような方法があるのか、併せて検討したい。</p> <p>(管財課)</p>	検討中
--	--	--	---	-----

IV 公有財産管理（普通財産（土地））

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
161-166	農林水産総合技術支援センター			
	旧筍試験地，旧三好分場及び旧今山ほ場（未利用地）	<p>旧筍試験地，旧三好分場及び旧今山ほ場については今後の方針を早急に検討すべきではないだろうか。</p> <p>管理のための作業にも，多数の人員，多額のコストが生じ，更に地域の活性化を阻害する要因ともなっている。有効な活用が図られるよう早急に処分方法を検討すべきである。</p> <p>確かにこれらの土地は，その所在地等の面から，今まではその用途が限られ処理方法にも苦慮していたのも事実である。しかし，IT革命によるビジネススタイルの変化により，土地の利用方法が多様化し，サテライトオフィスの誘致等もその検討材料となっている。</p> <p>今後は，このような環境変化も考慮し，地域の産業振興を含めた土地の有効活用を検討するとともに，単に土地を売却するのではなく，建物の取壊し費用，土地造成費用等を県が負担する等の方法により，より多くの利用者の確保に努めていただきたい。（意見－60）</p>	<p>民間事業者から土地・建物について有償貸付の相談があり，現地案内や貸付額（概算）の提示等を行っている。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター)</p> <p>-----</p> <p>&lt;参考：令和2年5月29日公表分&gt;</p> <p>それぞれの旧分場等の状況を再度確認し，売却できるもの，売却に向いているものを再検討した。</p> <p>旧筍試験地は，令和元年9月に福井道路の境界立会が行われた。今後，土地売買契約の締結に向け，手続が進められる見込みである。福井道路の建設により利便性が向上することから，残地についても有効活用に努める。</p> <p>旧三好分場については，引き続き関係市町への働きかけや関係部局と連携した情報共有・収集を進めるとともに，利活用を促進するため，本館敷地部分とほ場部分を分筆し，売却する方向で検討を進めることとした。</p> <p>旧今山ほ場については，引き続き県ホームページで貸付先を募集することにより利活用を図っていく。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター)</p> <p>-----</p> <p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;</p> <p>それぞれの旧分場等の状況を再度確認し，売却できるもの，売却に向いているものを再検討する。</p> <p>売却や貸付物件は，引き続き県ホームページで周知を図るとともに，関係市町への働きかけや関係部局と連携した情報共有・収集を一層進め，有効活用につながるよう努める。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>-----</p> <p><b>措置済み</b></p> <p>-----</p> <p>検討中</p>
			旧鴨島分場及び旧鴨島分場（南ほ場）(未利用地)	<p>幹事会，推進会議から旧鴨島分場は4年経過，旧鴨島分場（南ほ場）にいたっては10年経過しており，未だに売却先が決まっていないということは，売却条件等に</p>

166-171		<p>ついて再検討する時期に来ているのではないだろうか。ここでもう一度、なぜ売却ができないのか（価格の問題なのか、立地条件の問題なのか）を再検討するとともに、売却以外の処理方法についても、リフレッシュ会議で意見・提言を聴取する等により、外部の専門家の意見を参考にすることも重要である。（意見－61）</p>	<p>用用途や売却価格についてのご意見も参考に、売却による処分のみならず貸付けも含めた有効活用を図っていく。 （農林水産総合技術支援センター）</p> <p>-----</p> <p>&lt;参考：令和2年5月29日公表分&gt; 令和2年1月22日に「公民連携による公的不動産の有効活用」をテーマに開催された「徳島県PPP/PFIプラットフォームセミナー」において、県内の金融機関や建設・建築業者から利用用途や売却価格についてのご意見を頂いた。セミナーで頂いた意見も参考に、関係部局とも連携の上、有効活用につながるよう努める。 （農林水産総合技術支援センター）</p> <p>-----</p> <p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 旧鴨島分場や旧鴨島分場南ほ場については、以前より早期売却を図るため、不動産鑑定を行い売却価格を設定しているが、問合せはあるものの売却には至っていない。 売却条件等を再確認するとともに、外部専門家の意見聴取等について関係部局と協議の上、有効活用につながるよう努める。 （農林水産総合技術支援センター）</p>	<p>検討中</p> <p>-----</p> <p>検討中</p>
	旧農業大学校(貸付地：徳島大学との契約)	<p>徳島大学の貸与物件に対する使用状況については、現地確認をし、監督しているということであるが、契約書に記載されている以上、徳島大学からの報告は必須であり契約解除の要件にも該当する（契約書第16条第1項第1号）ため、今後は必ず徳島大学からの報告を書面で求めなければならない。（指摘－24）</p>	<p>令和元年度分は令和元年10月30日、令和2年度分は令和2年10月21日に徳島大学から利用状況報告書の提出を受けた。 （農林水産総合技術支援センター）</p> <p>-----</p> <p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt; 平成30年度分については、平成31年3月13日に徳島大学から利用状況報告書の提出を受けた。 今後は、契約書の内容について徳島大学と再確認するとともに、毎年10月30日までに利用状況報告書を提出するよう徳島大学に通知する。 （農林水産総合技術支援センター）</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>-----</p> <p>措置済み</p>
	旧農業大学校(貸付地：V社及びW社との契約)	<p>違約金については、公序良俗に反しない程度に、それ相応の金額を設定し、契約違反行為を抑制する必要がある。 現在の契約書では当該年度の貸付料の1割に相当する金額を違約金として定めているが、貸付料そのものが少額となっているため、今後は違約金の算定方法を改正するか、あるいは具体的な金額を定めるべきである。（意見－62）</p>	<p>意見の趣旨を踏まえ、令和8年4月の契約更新の際には、違約金の規定内容について相手方と協議検討を行うこととしている。 （農林水産総合技術支援センター）</p> <p>-----</p> <p>&lt;参考：令和2年5月29日公表分&gt; 意見の趣旨を踏まえ、令和8年4月の契約更新の際には、違約金の規定内容について相手方と協議検討を行うこととした。</p>	<p>措置予定</p> <p>-----</p> <p>措置予定</p>

			(農林水産総合技術支援センター)	
			<p>&lt;参考：令和元年9月30日公表分&gt;  管財課が作成している標準様式である「徳島県県有財産有償貸付契約書」に基づき違約金を設定しているが、指摘の趣旨を踏まえ、当事案の違約金について再確認し、関係部局と協議する。</p>	検討中
			(農林水産総合技術支援センター)	

令和元年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置  
監査テーマ：住宅施策に係る事務事業の執行について

I 徳島県住生活基本計画に基づく住宅施策

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
	第3次計画全体			
26-27	県が定める他の計画との連携等	住生活基本計画が、住宅政策に関する基本計画であり、他の政策との連携や調和がより求められている現状に鑑み、県が定める他の計画等との間で、より密接な連携を図るとともに、県庁内においても、それぞれの部署が実施する住宅関係の政策の情報交換や総合調整を実現するために、より横断的な対応を可能とする仕組みが検討されるべきである。(意見1)	<p>計画策定及びその後のフォローアップにおいて関係部局が実施する住宅関係の政策の情報交換や総合調整をより密にするため、令和3年3月に関係部局の職員からなる「徳島県住生活基本計画推進会議」を立ち上げた。</p> <p>(住宅課)</p>	措置済み
			<p>&lt;参考：令和2年9月29日公表分&gt;  第4次徳島県住生活基本計画については、令和2年度から見直し作業を開始することから、計画策定及びその後のフォローアップにおいて関係部局との情報交換や総合調整をより密にするために、今年度中に庁内での住宅施策に関する会議を立ち上げる予定である。</p> <p>(住宅課)</p>	措置予定
27-29	P D C A サイクル	住生活基本計画においては、「基本的な施策」ごとにP D C Aサイクルを推し進めるべきであるが、施策の展開、検証において、具体性を欠くと思われる施策もあり、施策ごとにP D C Aサイクルの各段階において何を行うのか、次期計画について検討するとともに、よりきめ細やかなP D C Aサイクルの策定の検討が望まれる。(意見2)	<p>令和2年度から見直し作業を開始した第4次計画については、耐震化や空き家対策などの特に重要な施策について、できる限り短い期間での達成度合いを測るようP D C Aサイクルを策定し、また、達成度合いを測ることができる指標を調査の負担を考慮して設定する。</p> <p>(住宅課)</p>	措置予定
			<参考：令和2年9月29日公表分>	

29-30			<p>令和2年度から見直し作業を開始する第4次計画については、耐震化や空き家対策などの特に重要な施策について、できる限り短い期間での達成度合いを測るようPDCAサイクルを策定し、また、達成度合いを測ることができる指標を調査の負担を考慮して設定する。</p> <p>(住宅課)</p>	措置予定
		<p>次期計画の策定においては、住生活基本計画策定委員会に対して、前計画の施策ごとのPDCAサイクルや指標の達成について検証資料を提示し、議論が為された上で、次期計画の議論をスタートすべきである。(意見3)</p>	<p>第3次計画の進捗状況については、令和3年1月に開催した住生活基本計画検討委員会において施策ごとのPDCAサイクルや指標の達成について検証資料を提示し、議論していただいた。</p> <p>引き続き、現行計画の進捗状況や課題について検証を行い、現状分析と第4次計画の目標設定を適切に行うこととしている。</p> <p>(住宅課)</p>	措置中
			<p>&lt;参考：令和2年9月29日公表分&gt;</p> <p>令和2年度から見直し作業を開始する第4次計画については、住生活基本計画策定アドバイザー会議において現行計画の進捗状況や課題について検証を行い、現状分析と第4次計画の目標設定を適切に行う予定である。</p> <p>(住宅課)</p>	措置予定
	成果指標の策定	<p>計画における指標は、新たな計画策定時に削除されるケースがあるが、その場合は、削除の理由、その後の管理についても、計画において、公表すべきであるし、新たな指標を設けるのであれば、その理由・背景等についても公表すべきである。(意見4)</p>	<p>令和3年度に策定予定の第4次計画における成果指標については、指標の削除及び新たな指標を設ける場合にはその理由等を、住生活基本計画検討委員会資料として公表する。</p> <p>(住宅課)</p>	措置予定
		<p>&lt;参考：令和2年9月29日公表分&gt;</p> <p>令和3年度に策定予定の第4次計画については、指標の削除及び追加を行う理由等を、住生活基本計画策定アドバイザー会議資料として公表する。</p> <p>(住宅課)</p>	措置予定	
30-31	市町村との連携	<p>本県の住生活基本計画策定においては、各市町村における住生活基本計画を重要な基礎資料と位置付けるべきであるが、住生活基本計画を策定している市町村は徳島市のみにとどまっている。県は、各市町村の住生活基本計画の策定を強力に後押しするとともに、住宅政策における市町村との連携をより密にすべきである。(意見5)</p>	<p>令和2年度に開催した徳島県地域住宅協議会において、令和3年3月に改定される国の計画や、現在の県の計画を周知することにより、市町村が計画を策定する場合のメリット等について、各市町村に対し丁寧な説明した。</p> <p>また、令和3年度の第4次計画策定の過程において、市町村に対し、住生活基本計画検討委員会で議論された内容を提示し、市町村からの意見を県計画に反映する会議を開くとともに、市町村計画のひな形の作成についても検討するなど連携を図る予定である。</p> <p>(住宅課)</p>	措置中

			<p>&lt;参考：令和2年9月29日公表分&gt;          令和2年度に開催予定の徳島県地域住宅協議会において、令和3年3月に改定される国の計画や、現在の県の計画を周知することにより、市町村が計画を策定する場合のメリット等について、各市町村に対し丁寧に説明する。          また、令和3年度の第4次計画策定の過程において、市町村に対し、住生活基本計画策定アドバイザー会議で議論された内容を提示し、市町村からの意見を県計画に反映する会議を開き、連携を図る予定である。</p> <p>(住宅課)</p>	措置予定
32-37	第3次計画に掲げられている各施策			
	「地域を守る」対策の促進等	地震時等に著しく危険な密集市街地の解消については、進捗状況が遅れており、市町の取組への後押しがより一層必要である。(意見6)	<p>令和2年8月から該当市町と協議を行い、市町が主体となって危険密集市街地の解消に向けた施策を検討するために、令和3年2月に開催した徳島県地域住宅協議会において、「危険密集市街地の解消に向けた部会」を設置した。          また、部会では密集市街地解消に関するノウハウを持つ「UR都市機構（まちづくりに関する事業のコンサルタントを行う独立行政法人）」担当職員をアドバイザーとして招き、危険密集市街地の解消に向けた支援を行う。</p> <p>(住宅課)</p>	措置済み
			<p>&lt;参考：令和2年9月29日公表分&gt;          空き家除却による密集市街地解消については、取組への補助を行ってきたが、今後は、面的な地域整備の事例及び類似条件における解消事例について情報収集を行い、密集市街地関連のUR都市機構（まちづくりに関する事業のコンサルタントを行う独立行政法人）担当職員をアドバイザーとして招くことを検討する。          また、令和2年度中に市町村との協議の場を設けることとしており、密集市街地解消に向けて、各市町各地区の実情に即した新たな方策を検討していく予定である。</p> <p>(住宅課)</p>	措置予定
	今後、空家等対策計画を策定していない市町村や計画の中身を充実させる必要のある市町村については、県からの更なる支援が必要である。(意見7)	市町村の空家等対策計画については、令和3年度において24市町村全てが計画策定を完了した。 計画の中身を充実させる必要のある市町村については、空家等対策協議会の委員又はオブザーバーとして県が参加することや計画の見直しに関する情報提供、相談など引き続き、県として適切に支援を行う。	(住宅課)	措置済み

37-40	空き家の利活用等の促進		<p>&lt;参考：令和2年9月29日公表分&gt;          令和元年度末時点において計画策定済みの19市町村のうち、10市町村については、既に市町村における空家等対策協議会の委員又はオブザーバーとして県が参加しているところであり、引き続き、計画の内容が充実するよう協力していくこととしている。          他の9市町村についても、協議会への参加や計画の見直しに関する相談など、県として適切に支援を行う。          計画を策定していない5市町村においては、計画の策定によるメリットを説明し促進を図るとともに、策定の意向を有する市町村に対して、必要な支援を行う。</p> <p>(住宅課)</p>	措置中
		<p>空き家バンクにおいて提供されている情報は市町村によって大きく異なっており、「とくしま回帰」空き家情報バンクと市町村バンクの違いも不明確であるため、比較が難しく分かりづらい。地域の情報やインスペクション等も含め、どのような情報を提供することが中古住宅市場の活性化に繋がるのか検討し、開示する情報を統一し、分かりやすく伝える等の改善が必要である。(意見8)</p>	<p>住宅対策総合支援センターホームページにおいて、「とくしま回帰」空き家情報バンクと市町村空き家バンクの内容の違いについて、利用者に分かりやすく説明するコメントを追加し、インスペクションや既存住宅売買瑕疵保険等の中古住宅市場の活性化に繋がる情報についても掲載した。また、地域の情報については市町村バンクからリンクできる等、令和2年11月に改善を行った。</p> <p>(住宅課)</p>	措置済み
			<p>&lt;参考：令和2年9月29日公表分&gt;          空き家の情報提供については、各市町村の実情により異なる対応になっており、非公開としている市町村もある。          「とくしま回帰」空き家情報バンクと市町村空き家バンクの違いについては、住宅対策総合支援センターホームページにおいて、違いが分かるよう改善し、また、地域情報やインスペクション等について利用者に分かりやすい導線で情報を掲載する。</p> <p>(住宅課)</p>	措置中
		<p>空き家等を生活体験施設や交流施設等に用途を転換する施策においては、事例に基づく情報、ノウハウを県が集約した上で市町村と共有し、市町村のブランディング戦略に県が積極的に支援を行う必要がある。(意見9)</p>	<p>令和2年2月から全市町村が参加する「空き家対策連絡協議会」を開始し、空き家の利活用や課題について各市町村から意見を聞き、情報共有を行った。市町村には個別相談にも対応していくことや必要に応じて部会を設置することを周知した。</p> <p>(住宅課)</p>	措置済み
		<p>&lt;参考：令和2年9月29日公表分&gt;          令和2年2月5日に全市町村を対象とした「空き家対策連絡協議会」を開催し、空き家の利活用や課題について各市町村の意見を聞くとともに、各市町村の抱えている課題についても、討論し共有を図った。</p>	措置中	

			<p>今後も、「空き家対策連絡協議会」を開催し、情報共有を行うとともに、空き家の利活用に関する市町村向け相談の窓口となり、市町村からの個別事業の相談にも丁寧に対応していく。</p> <p>(住宅課)</p>	
40-42	<p>県産木材による良質な木造住宅の振興等</p>	<p>公営住宅の整備等における県産木材の利用の促進については、賃貸住宅リフォームにおける県産木材利用実績等として利用できる可能性もあり、具体的な施策の推進、分析等が必要である。(意見11)</p>	<p>令和2年度から設計を始めた「県営住宅新浜町団地建替工事」では、「あらかし」による木造4階建てという新しい手法を用いることで、県産木材の利用のPRを行うこととしている。</p> <p>(住宅課)</p>	措置中
			<p>&lt;参考：令和2年9月29日公表分&gt; 令和2年度から設計を始める、「県営住宅新浜町団地建替工事」では、「あらかし」による木造4階建てという新しい手法を用いることで、県産木材の利用のPRを行うこととしている。</p> <p>(住宅課)</p>	措置予定
42	<p>美しい街なみや良好な居住環境の形成促進</p>	<p>歴史的な街なみの整備による市町村のブランディング戦略について、事例、ノウハウを県が集約した上で市町村と共有するなど県が積極的に情報提供を行う必要がある。(意見12)</p>	<p>令和2年2月に全市町村が参加する「地域住宅協議会」を開催し、「古民家等を活用したまちづくりガイドブック」において紹介している全国の先進的な事例や取組を進めるための基礎知識、また三好市等で継続的に取り組んでいる歴史的街なみ整備について説明を行い、情報提供を行った。</p> <p>(住宅課)</p>	措置済み
			<p>&lt;参考：令和2年9月29日公表分&gt; 本県で作成した「古民家等を活用したまちづくりガイドブック」や、三好市等で継続的に取り組んでいる歴史的街なみ整備について、令和2年度中に改めて県内市町村に対して周知を行う予定である。</p> <p>(住宅課)</p>	措置予定
42-43	<p>高齢者等が自立して暮らすことのできる住生活の実現</p>	<p>施策として掲げられている高齢者に対応した住環境の整備については、具体的な成果に結びついていない。今後の施策の推進方法、適切な指標について検討する必要がある。</p> <p>また、指標、具体的な施策の策定及び検証に関しては、県の高齢者等に関する政策全般との連携や調整が必要であると考えられることから、その担当部署ともより密接な連携がなされることが望まれる。(意見13)</p>	<p>意見を踏まえ、空き家等を改修も含めたサービス付き高齢者向け住宅の整備に関する施策及び指標の見直しについては、第4次徳島県住生活基本計画検討委員会に諮っていく。</p> <p>計画策定及びその後のフォローアップにおいて関係部局との情報交換や総合調整をより密にするため、令和3年3月に「徳島県住生活基本計画推進会議」を立ち上げた。</p> <p>(住宅課)</p>	措置中
			<p>&lt;参考：令和2年9月29日公表分&gt; 意見を踏まえ、空き家等を改修したサービス付き高齢者向け住宅の整備に関する施策及び指標の見直しについては、令和2年度から見直し作業を開始する第4次計画のアドバイザー会議に諮っていく。</p>	措置予定

			<p>また、第4次計画を策定する上で、関係部局との情報交換や総合調整をより密にするために、今年度中に庁内での住宅施策に関する会議を立ち上げる予定である。</p> <p>(住宅課)</p>	
43-45	子育て世帯等が安心して暮らせる住生活の実現	<p>施策として掲げられている子育て世帯に適した民間住宅の供給促進、子育て世帯にとって魅力的な既存住宅の流通の促進といった施策については、具体的な成果が乏しい。今後の施策の推進方法、適切な指標について検討する必要がある。</p> <p>また、指標、具体的な施策の策定及び検証に関しては、県の子育て世帯等に関する施策全般との連携や調整が必要であると考えられることから、その担当部署ともより密接な連携がなされることが望まれる。(意見14)</p>	<p>子育て世帯に適した住宅の供給、流通の促進については、現在の指標である誘導居住面積水準達成率の見直しを検討し、より適切な指標の設定について、第4次徳島県住生活基本計画検討委員会に諮っていく。</p> <p>計画策定及びその後のフォローアップにおいて関係部局との情報交換や総合調整をより密にするため、令和3年3月に「徳島県住生活基本計画推進会議」を立ち上げた。</p> <p>(住宅課)</p>	措置中
			<p>&lt;参考：令和2年9月29日公表分&gt;</p> <p>子育て世帯に適した住宅の供給、流通の促進については、現在の指標である誘導居住面積水準達成率の見直しを検討し、より適切な指標の設定について、令和2年度から見直し作業を開始する第4次計画のアドバイザー会議に諮っていく。</p> <p>また、第4次計画を策定する上で、関係部局との情報交換や総合調整をより密にするために、今年度中に庁内での住宅施策に関する会議を立ち上げる予定である。</p> <p>(住宅課)</p>	措置予定
			<p>福祉施設の利用状況については、令和3年3月に事業者への聴き取りを行い、この結果を踏まえ、福祉施設の利用を希望する団地入居者に対して、令和3年5月末までに利用方法等の周知を図る。</p> <p>(住宅課)</p>	措置予定
			<p>&lt;参考：令和2年9月29日公表分&gt;</p> <p>入居者のより利用しやすい福祉サービスのあり方を検討するため、福祉施設の利用状況について、事業者への聴き取りを早期に実施する。</p> <p>また、今後の建替事業における併設施設については、聴取の結果を踏まえた計画・設計を行う。</p> <p>(住宅課)</p>	措置予定
45-46	リフォーム等の促進による住宅ストックの質の向上	<p>今後、点検、修繕が住宅の価値の維持にどのように繋がるか、住宅の所有者に情報を提供することによって、住宅の長寿命化の促進を図るべきである。また成果指標についても適時に検証が可能な指標を検討すべきである。</p> <p>(意見16)</p>	<p>既存住宅の長寿命化の促進を図るためには、建物の構造体よりも先に更新時期を迎える住宅設備に対してのリフォーム支援が必要となる。このために、令和2年度から実施している「Society5.0対応型耐震リフォーム支援事業」(耐震化と併せて一般的な設備のリフォームをはじめ、スマートロックの設置や見守り機能付きトイレの設置といった、最先端のリ</p>	措置中

			<p>フォームも行うことが出来る事業)の周知・活用を促し、この補助制度の説明に併せ、消費者には点検や修繕に関する情報を同時に提供した。</p> <p>また、当該事業の実施を踏まえ、成果指標に関しては、県の住生活基本計画の見直しに向けた検討委員会を令和3年1月に組織し議論を開始した。</p> <p>(住宅課)</p>	
			<p>&lt;参考：令和2年9月29日公表分&gt;</p> <p>既存住宅の長寿命化の促進を図るためには、建物の構造体よりも先に更新時期を迎える、住宅設備に対してのリフォーム支援が必要となる。このために、令和2年度から実施する「Society5.0対応型耐震リフォーム支援事業」(耐震化と併せて一般的な設備のリフォームをはじめ、スマートロックの設置や見守り機能付きトイレの設置といった、最先端のリフォームも行うことが出来る事業)の周知・活用を促し、この補助制度の説明に併せ、消費者には点検や修繕に関する情報を同時に提供することとする。</p> <p>また、当該事業の実施を踏まえ、成果指標に関しては令和2年度から見直し作業を開始する第4次計画のアドバイザー会議に諮っていく。</p> <p>(住宅課)</p>	措置中
46-47	既存住宅の価値を高める制度の普及	<p>インスペクションについては、中古住宅市場の活性化等の施策において非常に重要な役割を果たすと考えられる。インスペクションの周知、活用について積極的な施策の展開が必要である。(意見17)</p>	<p>令和2年9月の意見19の市場調査に併せて、宅建協会の常任理事会において、インスペクションの取扱いに関する現状について聞き取りを行ったが、取扱い事例は少ないとのことであった。</p> <p>今後、他県の状況を調査し、実例を交えて宅地建物取引業者等に対し、令和3年9月までにインスペクションの活用について周知を行う。</p> <p>(住宅課)</p>	措置中
			<p>&lt;参考：令和2年9月29日公表分&gt;</p> <p>令和2年9月から開始予定の、意見19に対して講ずる市場調査に併せて、一般の方がインスペクション(建物状況調査)を知る機会を設けるため、建物の売買をする際の窓口となる宅地建物取引業者等に対し、媒介時のインスペクション活用に向けた周知依頼を行う。</p> <p>(住宅課)</p>	措置予定
47-48	環境負荷に配慮した住生活の促進等	<p>環境負荷に配慮した住生活の促進においては、法令に適合した住宅の認定にとどまらず、本県における事例収集や環境負荷低減のデータ収集、更には中古住宅市場における価値の維持といった観点でのデータの収集、周知</p>	<p>本県におけるゼロエネルギーハウスの事例や、環境負荷低減の効果のデータを、各市町村に対して令和3年7月に情報提供を行う。</p> <p>また、中古住宅市場でのゼロエネルギーハウスや長期優良</p>	措置中

48-49		といった活動を積極的に行うべきである。(意見19)	住宅等の取引状況については、宅建協会での市場調査を行ったが、制度開始から数年程度しか経過していないため、中古住宅市場に出回る時期に来ていないとのことであった。今後、引き続き関係団体と意見交換を行っていく。 (住宅課)	
			<p>&lt;参考：令和2年9月29日公表分&gt;  長期優良住宅やゼロエネルギーハウスなどの環境負荷低減に配慮した住宅が、一般の住宅に比べて、中古住宅市場における価格や売れ行き之差がどの程度あるかについて、令和2年9月を目途に市場調査に着手し、今後の普及策の検討を行う。 (住宅課)</p>	措置予定
	住生活産業を支える人材の育成	<p>専門家や地域住民が施策の担い手となり、協働するためには、まずは専門家等から現状についての意見聴取を行う仕組みを作る必要があり、その意見を反映させた上で、施策への参画を促すべきである。(意見20)</p>	<p>令和3年6月までに、「空き家判定士」や「空き家コーディネーター」などの登録育成制度や実際の活動内容などの要望や課題を聞き取るため、専門家及び市町村の担当と協議の場を設ける。 (住宅課)</p>	措置中
			<p>&lt;参考：令和2年9月29日公表分&gt;  令和2年度中に、「空き家判定士」や「空き家コーディネーター」などの登録育成制度や実際の活動内容などの要望や課題を聞き取るための専門家との協議の場を設け、第4次計画の空き家施策策定に向けた検討を行う。 (住宅課)</p>	措置予定
49-50		<p>住宅ストックビジネスを活性化するためには、空き家バンクにおける情報提供を改善し、インスペクションや既存住宅売買瑕疵保険の情報提供を積極的に行うべきである。(意見21)</p>	<p>住宅対策総合支援センターホームページにおいて、「とくしま回帰」空き家情報バンクと市町村空き家バンクの内容の違いについて、利用者に分かりやすく説明するコメントを追加し、インスペクションや既存住宅売買瑕疵保険等の中古住宅市場の活性化に繋がる情報についても令和2年11月に掲載した。 (住宅課)</p>	措置済み
			<p>&lt;参考：令和2年9月29日公表分&gt;  「とくしま回帰」空き家情報バンク等のホームページ上から国土交通省のホームページにアクセス可能にすることにより、インスペクションや既存住宅売買瑕疵保険等の情報の周知を行えるよう、令和2年12月までに改善する。 (住宅課)</p>	措置予定
49-50	安心して住宅を取得等できる市	<p>住宅に関する情報提供を担っているサイトの中には、導線が不十分なため、利用者の立場に応じた分かりやす</p>	<p>「とくしま住宅相談ガイド」では、利用者の目的を選択した上で必要なリンク先の情報へ誘導出来るように改善し、「ま</p>	措置済み

50-52	場環境の整備	い情報提供を行うことができていないサイトがある。今後、各サイトにおいて、利用者の立場に応じた情報提供をするための導線を充実し、具体的なイメージを想起できるように工夫をすべきである。(意見22)	ったなし住まいの耐震化」では、リンク先や添付ファイルに簡単な解説を添えて、探している情報であるかどうかを容易に判断できるよう令和3年4月に改善した。 (住宅課)	
			<p>&lt;参考：令和2年9月29日公表分&gt; 各サイトにおいて、リンク先や添付ファイルに簡単な解説を添えて、探している情報であるかどうかを容易に判断できるようにするなど、令和2年度中にホームページを改善する。 (住宅課)</p>	措置予定
	県民の理解・協力の基礎となる住育等の推進	今後、計画に記載されている空き家等の改修、仮設住宅モデルの見学会、耐震改修工法の動画の発信等への取組も具体化すべきである。(意見24)	<p>空き家改修等を啓発する動画として、令和2年度に行ったDIYワークショップの映像「とくしまでDIYリノベーションinさくら団地」を令和3年4月にYouTubeで発信し、県ホームページの「ソーシャルメディア一覧」で周知を行った。 また、木造仮設住宅モデルの見学会を令和3年3月に行った。耐震改修工法の啓発として、県産材を使用した耐震シェルターの実大展示を県庁ふれあいセンター「すだちくんテラス」で行っている。 (住宅課)</p>	措置済み
			<p>&lt;参考：令和2年9月29日公表分&gt; 空き家改修等を啓発する動画を令和2年度中に作成・発信する予定である。 (住宅課)</p>	措置中

## II 県営住宅に関する施策

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
75-78	家賃等の滞納者への対応			
	入居中の滞納者への対応	滞納処理要綱を見直し、できるだけ早期に滞納が発生している要因を分析し、福祉的対応が必要なケースについては、より積極的に関係機関と連携して入居者への支援を実施し、生活の立て直しとともに滞納の解消を図るべきであり、福祉的対応等を要しない滞納案件については、遅くとも滞納家賃の月数が12月に達した場合には、速やかに使用許可を取り消し、法的措置を含め速やかに明渡しを求めるべきである。(意見25)	<p>令和3年2月に「滞納処理要綱」を改正し、原則6か月の滞納で明渡請求を行うこととした。 また、滞納が発生している要因を分析し、ひとり親世帯、高齢者単身世帯など、特に福祉的な対応が必要なケースについては、生活保護の受給による代理納付や家賃減免など、支援制度についての案内など福祉部局とのさらなる連携強化に努める。 (住宅課)</p>	措置済み

			<p>&lt;参考：令和2年9月29日公表分&gt;  現在「滞納処理要綱」を見直し、本年中に改正することとしており、原則6か月の滞納で明渡請求を行うよう検討を進める。</p> <p>また、滞納が発生している要因を分析し、ひとり親世帯、高齢者単身世帯など、特に福祉的な対応が必要なケースについては、生活保護の受給による代理納付や、可能なものについては手続の確実な履行による家賃減免など、福祉部局とのさらなる連携強化に努める。</p> <p>(住宅課)</p>	措置予定
78-81	退去した滞納者への対応	退去した滞納者について、督促後1年以内に滞納が解消されないときには、その間に履行延期の特約又は滞納家賃が少額であること等を理由に徴収停止措置をとった場合その他特別な事情があると認める場合を除いて、原則として訴訟提起をし、強制執行を実施すべきである。(指摘1)	<p>令和3年2月に「滞納処理要綱」を改正し、退去した滞納者については、督促から1年を経過しても滞納家賃を納付しない場合については、訴訟に要する費用を勘案し、滞納家賃が少額、その他特別な事情があると認める場合を除いて、原則として訴訟提起し、強制執行を実施することとした。</p> <p>(住宅課)</p>	措置済み
			<p>&lt;参考：令和2年9月29日公表分&gt;  現在「滞納処理要綱」を見直し、本年中に改正することとしており、訴訟に要する費用を勘案し、滞納家賃が少額、その他特別な事情があると認める場合を除いて、原則として訴訟提起、強制執行を実施するよう検討を進める。</p> <p>(住宅課)</p>	措置予定
81-84	分納誓約	滞納処理要綱を見直し、できるだけ早期に滞納が発生している要因を分析し、福祉的な対応が必要なケースについては、より積極的に関係機関と連携して入居者への支援を実施し、生活の立て直しとともに滞納の解消を図るべきである。(意見26)	<p>令和3年2月に「滞納処理要綱」を改正し、4か月の滞納者に事情聴取を実施し、滞納が長期化している理由のヒアリングを実施することを明確化した。また、ひとり親世帯、高齢者単身世帯など、特に福祉的な対応が必要なケースについては、支援制度の案内など福祉部局とのさらなる連携強化に努める。</p> <p>(住宅課)</p>	措置済み
			<p>&lt;参考：令和2年9月29日公表分&gt;  現在「滞納処理要綱」を見直し、本年中に改正することとしており、滞納が発生している要因を分析し、ひとり親世帯、高齢者単身世帯など、特に福祉的な対応が必要なケースについては、福祉部局とのさらなる連携強化に努める。</p> <p>(住宅課)</p>	措置予定
		滞納者へ分納を認める場合には、履行延期の特約又は地方自治法第96条第1項第12号若しくは専決に基づく和解の手続をとらなければならない、かかる手続をとったことを明確にするため、現在の運用を改め、合意書等	<p>分納の誓約は、納付を約束させるものであり、履行を怠ったときには県営住宅の明渡しを求められることとして指導を行っている。</p> <p>令和3年2月に「滞納処理要綱」を改正し、納付期限まで</p>	措置済み

		<p>の書面を作成すべきである。あわせて、滞納者が入居者である場合には、分納を怠ったときや新たに発生する家賃について滞納が発生したときに備える必要がある。そのため、例えば、分納を怠ったときや新たに発生する家賃を滞納したときには、速やかに入居中の県営住宅を明け渡すことを分納を認める条件とし、その旨を合意書に明記すべきである。</p> <p>さらに、長期の分納を認める際には、分納を怠ったときや新たに発生する家賃を滞納したときに速やかに入居中の県営住宅を明け渡すことを条件とした上で、当該合意内容について即決和解を利用して債務名義化することを検討すべきである。(指摘2)</p>	<p>に滞納家賃を納めることや、その納付期限までに納付されなかった場合には明渡すこと等を記載した分納誓約書の提出があった場合には、その写しを滞納者に送付した上で分納を認めることとした。</p> <p>(住宅課)</p> <p>-----</p> <p>&lt;参考：令和2年9月29日公表分&gt; 分納の誓約は、納付を約束させるものであり、履行を怠ったときには県営住宅の明渡しを求められることとして指導を行っている。</p> <p>現在「滞納処理要綱」を見直し、本年中に改正することとしており、期限の利益を与えるものではないことを確認させた上で誓約に同意するなどの検討を進める。</p> <p>(住宅課)</p>	
84-85	連帯保証契約の解除	<p>連帯保証契約を解除する要件や手続について、住宅条例に明記し、連帯保証人に対しても、文書等で周知すべきである。(意見27)</p>	<p>連帯保証契約を解除する要件や手続については、令和3年9月から入居時に連帯保証人契約の解除要件を文書で示し、合わせて住宅供給公社のホームページでも周知した。</p> <p>(住宅課)</p>	検討中
			<p>&lt;参考：令和2年9月29日公表分&gt; 8月定期募集の入居時に連帯保証人契約の解除要件を文書で示し、合わせてホームページでも周知することとして調整を進める。</p> <p>(住宅課)</p>	措置予定
87-88	相続人への請求	<p>債務者及び債権額の特定は債権管理の基本であり、退去した滞納者及び連帯保証人の死亡が判明した場合には、後記の(指摘4)記載の①、③及び④の要件を満たさないときには、速やかに相続人調査を行い、相続人調査の結果、(指摘4)②の要件を満たさないときには、相続人に対して法定相続分に応じた請求を行われない。(指摘3)</p>	<p>令和3年2月に「滞納処理要綱」を改正し、退去した滞納者及び連帯保証人の死亡が判明した場合、不納欠損の要件に該当しないものについては、原則として相続人調査を行い、権利濫用のおそれがないときには、相続人に請求を行うことを定めた。</p> <p>(住宅課)</p>	措置済み
			<p>&lt;参考：令和2年9月29日公表分&gt; 現在「滞納処理要綱」を見直し、本年中に改正することとしており、退去した滞納者及び連帯保証人の死亡が判明した場合、不納欠損の要件に該当しないものについては、原則として相続人調査を行い、権利濫用のおそれがないときには、相続人に請求を行うこととしている。</p> <p>(住宅課)</p>	措置予定
88-90	不納欠損処理と債権放棄	<p>現在の不納欠損処理のための債権放棄に必要な要件については、以下のように個別の要件として改めるべきである。</p>	<p>令和3年2月に「滞納処理要綱」を改正し、不納欠損処理の対象となる要件を明確化し、消滅時効の完成、退去滞納者及び連帯保証人の死亡、破産による免責、弁済する見込みが</p>	措置済み

		<p>①債権について消滅時効が完成した場合（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）</p> <p>②債務者及び連帯保証人がいずれも死亡し、相続人が存在せず、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められる場合</p> <p>③破産法第253条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れた場合（連帯保証人がいる場合は除く。）</p> <p>④行方不明や少額等により徴収停止の措置をとり、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められる場合（連帯保証人がいる場合は除く。）（指摘4）</p>	<p>ないと認められる場合などにおいては、議会の議決を得て権利放棄することができることとし、適切に処理を進めることを定めた。</p> <p style="text-align: right;">（住宅課）</p>	
			<p>&lt;参考：令和2年9月29日公表分&gt;</p> <p>現在「滞納処理要綱」を見直し、本年中に改正することとしており、不納欠損処理の対象となる要件を明確化し、消滅時効の完成、債務者及び連帯保証人の死亡、破産による免責、弁済する見込みがないと認められる場合などにおいては、適切に処理を進めるよう見直しを進める。</p> <p style="text-align: right;">（住宅課）</p>	措置予定
		<p>現在の不納欠損処理のための債権放棄に必要な要件は、事実上回収不能な債権を長期間管理する必要がある、合理性もないことから、不納欠損処理のための債権放棄に必要な要件を改めるとともに、手続としても、議会の議決による債権放棄だけではなく、債権管理条例を制定し、時効完成や破産免責などの事由については、長による債権放棄を可能として迅速に不納欠損処理を行えるよう検討されたい。（意見29）</p>	<p>包括外部監査や令和元年度決算認定特別委員会の指摘を踏まえ、県営住宅の滞納家賃や病院事業滞納未収金について、時効完成や本人死亡など事実上回収不能な債権を積極的に整理の上、令和3年2月議会で権利放棄の議決を得て不納欠損処理を行った。</p> <p>なお、債権管理条例の制定については、他の都道府県の条例・規則等を収集し、分析を行っている。</p> <p style="text-align: right;">（会計課）</p>	検討中
			<p>&lt;参考：令和2年9月29日公表分&gt;</p> <p>未収金対策については、県民負担の公平性・公正性の確保を図ることを基本とし、全庁を挙げた取組を行ってきたところである。</p> <p>令和2年3月18日開催の未収金対策委員会において、各部局に対し、必要に応じて適切に債権放棄を行えるよう「個別マニュアル」の改正等、必要な対応を行うよう指示するとともに、令和2年8月6日開催の同委員会においても、債権放棄に当たっては「債権管理の手引き」等を参考に、取組を積極的に検討するよう指示した。</p> <p style="text-align: right;">（会計課）</p>	検討中
	県営住宅の管理			
98	入居者の募集	<p>入居者の募集については、郵送による受付を認めたり、徳島市外にある県営住宅の集会所等において受付を実施したりするとともに、随時募集の範囲を広げるなどして、より柔軟な入居者の募集手続が検討されるべきである。また、希望者については、民間の賃貸住宅と同様に、内覧等を実施することも検討すべきである。（意見33）</p>	<p>入居者の募集については、申込関係書類に不備がある際、受付期間に間に合わないなど混乱をきたす可能性を考慮し、郵送での受付は行っていない。徳島市外での受付会場の確保等について、令和3年8月末までに検討を行う。</p> <p>内覧等については、様々な地域における数多くの物件を一度に募集していることから、内覧の実施が物理的に困難であることを踏まえ、令和2年度から住宅供給公社窓口での室内</p>	措置予定

98-100			<p>写真の閲覧を実施しており、さらに、令和3年7月末までに住宅供給公社ホームページにおける掲載写真の充実を図る。 (住宅課)</p> <p>-----</p> <p>&lt;参考：令和2年9月29日公表分&gt;  入居者の募集については、申込関係書類に不備がある際、受付期間に間に合わないなど混乱をきたす可能性を考慮し、現状、郵送での受付は行っていない。より柔軟な入居者の募集手続については、検討を行う。  内覧等については、様々な地域における数多くの物件を一度に募集していることから、内覧の実施が物理的に困難であることを踏まえ、公社窓口での室内の参考写真の閲覧を可能とする運用を開始した。  今後は、ホームページにおける掲載写真の充実等の検討を進める。 (住宅課)</p>	検討中
	自治会運営及び共用部分の管理	<p>県営住宅における自治会の役割は評価されるべきであるが、今後は自治会機能の低下が想定されることから、より積極的な自治会の運営支援を実施するべきである。 (意見34)</p>	<p>従来から自治会からの支援要請があった場合には、県及び住宅供給公社等が必要な助言などを行ってきたが、令和2年度は、自治会からの要請を受け、自治会費の滞納者に対して、家賃滞納者に対する訪問督促時に併せて、早期納付を促す等の側面支援を実施した。自治会の運営支援については、他の自治体事例も参考に、令和3年8月末までに検討を行う。 (住宅課)</p> <p>-----</p> <p>&lt;参考：令和2年9月29日公表分&gt;  従来、自治会からの支援要請があった場合には、県及び公社等が必要な助言などを行ってきた。今後、他の自治体事例も参考に、効果的な自治会の運営支援について検討を進め、実施可能なものについては自治会の意向を踏まえ、導入を図っていく。 (住宅課)</p>	措置予定
		<p>例えば、大学やNPO等と協働して、全国各地で試みられている官民連携で公営住宅等の団地の再生を図る、いわゆる団地再生プロジェクトを実施するなど、公営住宅の質を高める取組について検討し、共用部分の利活用をより積極的に進めるべきである。(意見35)</p>	<p>人口の減少や空き住戸の増加などの現状を踏まえつつ、県営住宅の活用方針について令和3年度中に検討を行う。 (住宅課)</p> <p>-----</p> <p>&lt;参考：令和2年9月29日公表分&gt;  人口の減少や空き住戸の増加などの現状を踏まえつつ、県営住宅の活用方針について令和3年度中に検討を行う。 (住宅課)</p>	措置予定
	県営住宅における防災対応	<p>それぞれの県営住宅の被害想定に応じて、災害備蓄の整備や避難訓練等の継続的な実施を行うべきである。そ</p>	<p>市町村による団地住民への支援内容を情報提供するとともに、団地空室等を備蓄倉庫として利用するためのルールにつ</p>	措置予定
100-101				

		<p>際には、実際の入居者を念頭に必要な災害備蓄の洗い出しを行うとともに、県営住宅に居住する避難行動要支援者等の支援のあり方や、県営住宅の自治会単位での防災計画の策定等を自治会と協働しながら進め、あわせて近隣住民との連携も推し進めるべきである。(意見36)</p>	<p>いて令和3年8月末までに検討を行う。 (住宅課)</p>	
			<p>&lt;参考：令和2年9月29日公表分&gt; 市町村による地域住民への支援内容や、団地空室等の備蓄倉庫としての利用方法などを団地自治会に情報提供することにより、県営住宅の防災対応力を向上させるための支援策の検討を本年度中に進める。 (住宅課)</p>	措置予定
		<p>家具の転倒防止措置のための金具の取付け等について、賃貸住宅においてもより積極的に家具の転倒防止措置がとられることになるよう、原状回復の範囲に含まれていないことを入居のしおり等に明記し、入居者に推奨すべきである。(意見37)</p>	<p>令和2年10月から「入居のしおり」や「県営住宅だより」などを活用し、家具の転倒防止措置が原状回復の範囲に含まれていないことについて周知を図った。 (住宅課)</p>	措置済み
			<p>&lt;参考：令和2年9月29日公表分&gt; 8月募集以降の「入居のしおり」や、9月末発行の「県営住宅だより」などを活用し、家具の転倒防止措置が原状回復の範囲に含まれていないことについて周知を図る。 (住宅課)</p>	措置予定

### III その他の住宅に関する施策

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
102-104	脱炭素型設備転換支援事業補助金（徳島県ZEH補助金）	<p>ZEH補助金については、平成30年度までの当該制度の利用実績が少なかった理由について検証し、その要件等について再検討が必要である。(意見38)</p>	<p>当補助制度の開始当時は、蓄電池の市場価格が高かったため、蓄電池の導入を必須としている当補助制度の利用実績は少なかったが、蓄電池の市場価格が低下していることに加え、自然災害等による停電への備えや再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）の買取期間終了に伴う自家消費の拡大等も相まって、令和元年度においては、蓄電池に対する需要が高まり、利用実績が増加した。 また、当補助制度の要件を再検討した結果、令和3年度の補助制度において、新たに燃料電池等を補助対象設備に追加し、利用実績の増加を図ることとした。 (グリーン社会推進課)</p>	措置済み
			<p>&lt;参考：令和2年9月29日公表分&gt; 今回の意見を受け、令和2年度以降の補助制度において、補助対象となる設備の拡大など、利用実績の増加に向けた要</p>	措置中

			<p>件を再検討している。 また、補助金の額については、昨今の蓄電池の市場状況を注視し、財政部署と協議しながら検討する。 (環境首都課)</p>	
		<p>ZEH補助金制度の普及には、ZEHビルダー、プランナーとしての登録者数の増加及び専門家の理解が必要である。今後、引き続き、周知活動や専門家との意見交換が必要である。(意見39)</p>	<p>令和2年9月において、ZEHビルダー等専門家を含む県内建築関係団体(5団体)に対し、ZEH補助金制度の普及拡大及びZEHビルダー・プランナーの登録者増加に向けた事業周知及び意見交換を行った。その際いただいた意見は、令和3年度の新制度の参考とした。 また、令和3年度の新制度についても専門家等との意見交換会を行う予定であり、引き続き、ZEH補助金制度については県ホームページ等で周知を行う。 (グリーン社会推進課)</p>	措置済み
			<p>&lt;参考：令和2年9月29日公表分&gt; 今般のコロナ禍の影響で、ZEHビルダー・プランナー等住宅関連事業者との意見交換の時期を調整中であり、適切な時期に実施するとともに、当補助金制度については、県ホームページへの掲載や業界団体・マスコミへの資料提供など効果的な周知に努める。 (環境首都課)</p>	措置予定
111-113	森を木づかう住宅資金貸付制度	<p>森を木づかう住宅資金貸付制度については、その利用実績からすると制度の抜本的な見直しが必要と言わざるを得ず、県産材消費の出口戦略としては、他の施策の検討も必要である。(意見41)</p>	<p>令和2年度は、金融機関と制度説明をはじめ、利用の促進、改善点などについて個別協議や、県プレカット協会や木の家づくり協会等の会議に参加し、制度に関する意見交換や工務店等への制度の周知などを実施した結果、複数の問い合わせがあった。 また、令和3年度から開始する「使おう県産材!『徳島すぎの家』普及拡大事業」において、工務店を介して見学会や相談会の実施など県産材の普及啓発活動を展開する。この対象となる工務店に森を木づかう住宅資金とセットで案内し、利用促進を図っていく。 さらに、今秋オープンを目指す木育の拠点「徳島木のおもちゃ美術館」を通じ、県産材の魅力発信を行い、県産木造住宅の建築を推進する。 (スマート林業課)</p>	措置中
			<p>&lt;参考：令和2年9月29日公表分&gt; 令和2年度において、金融機関と制度説明をはじめ、利用の促進、改善点などについて個別協議を行っている。 また、県プレカット協会や木の家づくり協会等の会議に参</p>	措置中

		<p>加し、制度に関する意見交換や工務店等への制度の周知を依頼しており、これらの協議を踏まえ、制度の見直しを検討している。</p> <p>さらに、身近なところで木材を利用してもらえるよう「木育」の取組を推進するとともに、県外・海外への新たな需要開拓を図る事業を検討するなど、引き続き、県産材消費拡大を進めていく。</p> <p>(スマート林業課プロジェクト推進室)</p>	
	<p>県産材の消費拡大に係る施策については、プレカット加工業者等の県産材の流通に当たって重要な役割を果たす事業者からの高い評価が不可欠であり、事業者との意見交換や事業者の意見を反映した施策が望まれる。(意見42)</p>	<p>令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で滞留した建築資材を解消するため、「滞留建築資材緊急対策事業」において、県内製材工場とプレカット事業者、木材市場、大型製材工場等とのマッチングや、「仮設住宅県産材活用モデル事業」において、県内製材工場で生産している汎用性の高い製材品を用いた木造仮設住宅モデルを、設計士やプレカット加工業者と協議・意見交換を行い事業者の意見を参考に連携して製作した。</p> <p>令和3年度は、更なるマッチングによる需要拡大や、「木造応急仮設住宅事前復興事業」により、プレカット事業者に本格的に県産材を加工してもらい、県内の製材事業者と連携を深めることを目的に、木造仮設住宅モデル100戸の備蓄などを行い、新たな消費拡大に努める。</p> <p>(スマート林業課)</p>	措置済み
		<p>&lt;参考：令和2年9月29日公表分&gt;</p> <p>令和2年度から県産材を取り扱う県内製材工場とプレカット事業者、木材市場、大型製材工場等とのマッチング事業の実施を予定しており、この中で事業者からの意見聴取も行うこととしている。これを契機に、新たな販路開拓につなげ、県産材の消費拡大に努める。</p> <p>(スマート林業課プロジェクト推進室)</p>	措置中

徳島県公安委員会規則第 8 号

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 3 年 5 月 2 8 日

徳島県公安委員会委員長 森 秀 司

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和 2 年徳島県公安委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項各号列記以外の部分中「知事」の次に「又は本部長」を、「から入力」の次に「し、又は送信」を加え、ただし書を削り、同項第 2 号中「に記載すべき事項又は記載されている」を「又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき」に改め、同条第 4 項中「入力した」を「入力し、又は送信した」に、「入力が」を「入力又は送信が」に改める。

第 9 条中「のうち、公安委員会に係るものは公安委員会が、本部長又は警察署長に係るもの」を削り、同条を第 10 条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不  
適当と認められる部分がある場合）

第 9 条 法第 6 条第 6 項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不  
適当と認められる部分がある場合は、次の各号に掲げる  
場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面による本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会等が認める場合
- (3) 前 2 号に掲げるほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

別表を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

法 令 等	規 定	内 容
道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）	第 7 4 条の 3 第 5 項	安全運転管理者の選任の届出
		副安全運転管理者の選任の届出
		安全運転管理者の解任の届出

		副安全運転管理者の解任の届出
	第78条第1項	道路使用許可の申請
	第78条第4項	道路使用許可の変更の届出
	第78条第5項	道路使用許可の再交付の申請
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第5条第1項	通行禁止道路の通行許可の申請
	第8条第1項	制限外積載・設備外積載・荷台乗車許可の申請
徳島県道路交通法施行細則（昭和47年徳島県公安委員会規則第1号）	第4条の2	駐車許可の申請
警備業法（昭和47年法律第117号）	第10条第1項	廃止の届出
	第16条第2項	服装の届出
	第16条第3項	服装の届出の変更
	第17条第2項	護身用具の届出
		護身用具の変更の届出
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	第17条第1項	責任者の選任の届出
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）	第10条第3項	小型無人機等の飛行に関する通報
徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号）	第6条第1項	公開の請求

---

附 則  
この規則は、令和3年6月1日から施行する。

## 徳島県警察本部告示第1号

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の施行に関する規程を次のとおり定め、令和3年6月1日から施行することとしたので、告示する。

令和3年5月28日

徳島県警察本部長 小 澤 孝 文

(趣旨)

第1条 この告示は、徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(令和2年徳島県公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第10条の規定に基づき、公安委員会等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことのうち、警察庁が整備を行うシステムに係るものに関し、必要な事項を定めるものとする。

(電子計算機の技術的基準)

第2条 規則第4条第1項に規定する申請等を行う者に係る電子計算機の技術的基準は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

(電磁的記録の作成に係る記録)

第3条 公安委員会等は、規則第4条第1項に規定する者(同項の規定に基づき、書面等に記載され又は記載すべき事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を入力し、又は送信しようとする者に限る。)に、当該電磁記録に当該電磁記録を作成した年月日時を記録させることができる。

(申請等を行った者を確認するための措置)

第4条 規則第4条第2項ただし書に規定する措置は、規則別表に掲げる申請等を行う場合において、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この条において同じ。)の送信(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。)の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分(以下この条において「申請部分」という。)をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。)ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの(以下この条において「ワンタイムURL」という。)を受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する措置とする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第5条 規則第8条第1項に規定する措置は、規則別表に掲げる申請等を行う場合において、規則第4条第2項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信することとする。